



出雲市景観計画

平成 26 年 3 月

出 雲 市

目 次

序章

前文

1 景観計画の役割.....	2
2 市・市民・事業者の責務及び役割	2
3 景観計画の位置づけ	4
4 景観計画の構成.....	5

第1章 出雲市景観計画区域

1 景観計画の区域.....	6
2 良好な景観の形成に関する方針	
2-1 出雲市全域における景観形成に関する方針	7
2-2 地域特性に応じた景観形成に関する方針	9
2-3 眺望景観（主要な展望地）	21
3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
3-1 届出対象行為	22
3-2 景観形成基準	25
3-2-I 色彩基準	28
4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	
4-1 景観重要建造物の指定の方針	29
4-2 景観重要樹木の指定の方針	29
5 屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限に関する事項	30
6 景観重要公共施設の整備に関する事項	31

第2章 景観形成地域

1 景観形成地域に関する基本的事項	
1-1 景観形成地域の指定	35
1-2 景観形成地域	37
1-3 届出対象行為	38
1-4 景観形成地域の拡充について	40
2 馬木北町景観形成地域	
2-1 区域	41
2-2 良好な景観の形成に関する事項	41
2-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	43

3 島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域	
3-1 区域.....	45
3-2 良好な景観の形成に関する事項.....	45
3-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	47
4 リバーサイドタウン川西景観形成地域	
4-1 区域.....	49
4-2 良好な景観の形成に関する事項.....	49
4-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	51
5 神西湖周辺景観形成地域	
5-1 区域.....	53
5-2 良好な景観の形成に関する事項.....	54
5-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	56
6 宍道湖沿岸景観形成地域	
6-1 区域.....	59
6-2 良好な景観の形成に関する事項.....	60
6-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	62

第3章 良好な景観づくりへの取組

1 市・市民・事業者の連携による景観まちづくり	
1-1 景観まちづくりのための組織づくり	67
1-2 建築士や建設業者などとの連携.....	67
1-3 電力・通信会社との連携.....	67
2 景観まちづくりの普及・啓発	
2-1 景観計画、景観条例などの普及・啓発.....	68
2-2 築地松景観の保全推進.....	68
3 景観形成地域の拡充.....	68
4 公共事業における景観形成の推進	68
5 都市計画制度等の活用	
5-1 地域の個性を活かした景観の形成.....	69
5-2 地区計画制度や高度地区制度の活用	69
6 景観審議会.....	69

資 料 編

1 出雲市景観計画策定経過	70
2 出雲市景観審議会委員名簿.....	71



出雲市景観計画

序 章

前文

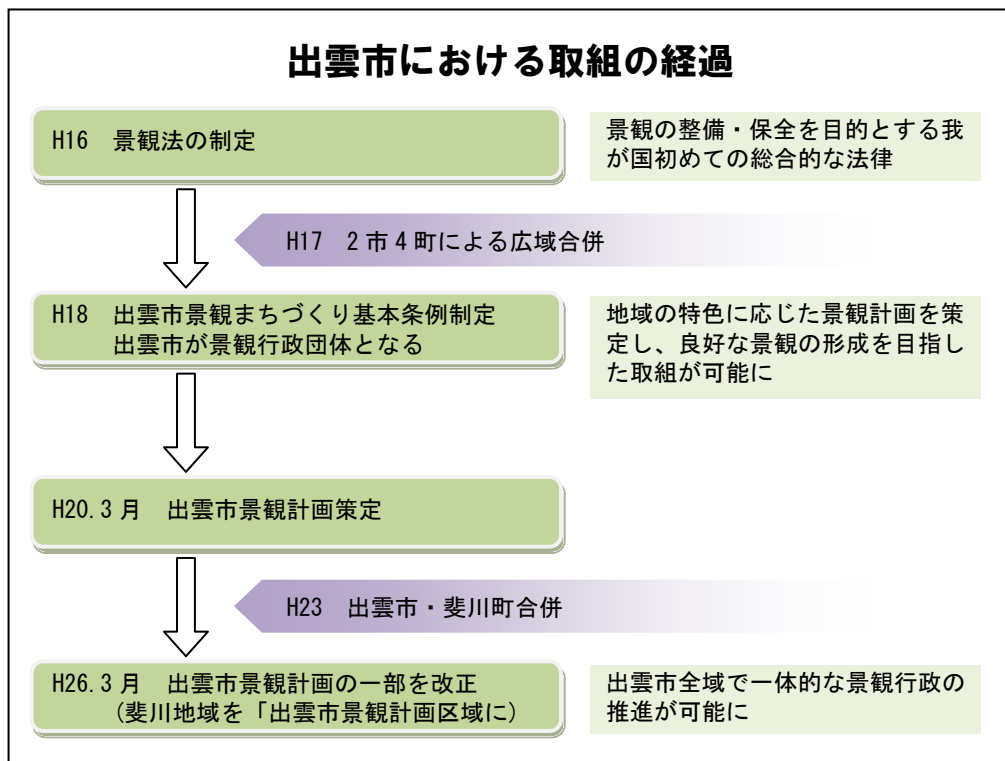
近年、経済社会情勢の変化により、生活空間の質的な向上を求める声が高まり、良好な景観の創造が推進されてきています。

本市では、従来から良好な都市景観の形成への取組を進めてきましたが、景観法の公布及び平成17年3月の広域合併を契機とし、あらたな景観づくりへの指針が求められるようになりました。

このような状況から平成18年10月10日には島根県知事の同意を得て、景観法に基づく「景観行政団体」になったところです。また、これに先立ち、同年9月27日には、市民一人ひとりの参加のもとで、出雲らしい個性的で魅力あるまちづくりを推進し、豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とし、景観の形成に関し必要な事項を定めた「出雲市景観まちづくり基本条例」を制定しました。

この条例に基づいて、平成20年3月に「出雲市景観計画」を策定し、良好な景観形成への取組を進めてきました。その後、斐川町との合併に伴い、斐川地域を含む出雲市全域を景観計画区域とするために、平成26年3月に計画の一部を改正しました。

本計画は、出雲市の景観形成を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向性を明らかにするものです。



1 景観計画の役割

景観計画の役割は、出雲市の景観づくりの方向を明らかにし、実際の景観づくりの主体となる、市と市民及び事業者等の役割を示すとともに共通の理解を深め、将来にわたって出雲らしい景観づくりの指針としての役割を担うものである。

2 市・市民・事業者の責務及び役割

よりよい景観形成のためには、市と市民及び事業者等、出雲市の景観づくりに関わるすべての関係者の役割分担と連携・協力が必要である。市と市民及び事業者等それぞれの責務及び役割を明らかにし、それぞれの立場から積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

●市の責務及び役割

◇市は、出雲市景観まちづくり基本条例の基本理念に則り、良好な景観の創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

◇市は、市民、事業者及び専門家の自主的な景観の創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

◇市は、良好な景観の創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

●市民及び事業者等の責務及び役割

◇市民及び事業者等は、出雲市景観まちづくり基本条例の基本理念に則り、自らが良好な景観の創造に関わる主体であることを認識し、景観の創造に努めるとともに、市が実施する景観の創造やまちづくりに関する施策に協力するものとする。

◇市民及び事業者等は、建築物、工作物及び広告物の新築、増築、改築、修繕、模様替又は色彩の変更、屋外における物品の集積又は貯蔵、土地の形質の変更、樹木の態様の変更等を行おうとするときは、良好な景観の創造に配慮しなければならない。

〔出雲市景観まちづくり基本条例：基本理念〕

- ◇市、市民及び事業者等は、適切な役割分担と連携・協力により、美しい自然資源と歴史文化資源を継承するとともに、新たな景観資源を創出することにより、市民が将来にわたり、潤いのある豊かな生活環境が享受できるよう、その景観資源の整備及び保全を図らなければならない。
- ◇市、市民及び事業者等は、良好な景観資源を地域の固有の特性と密接に関連づけながら、観光振興や地域の活性化に資するため、多様な景観の創造に向け、一体・強力に取り組まなければならない。

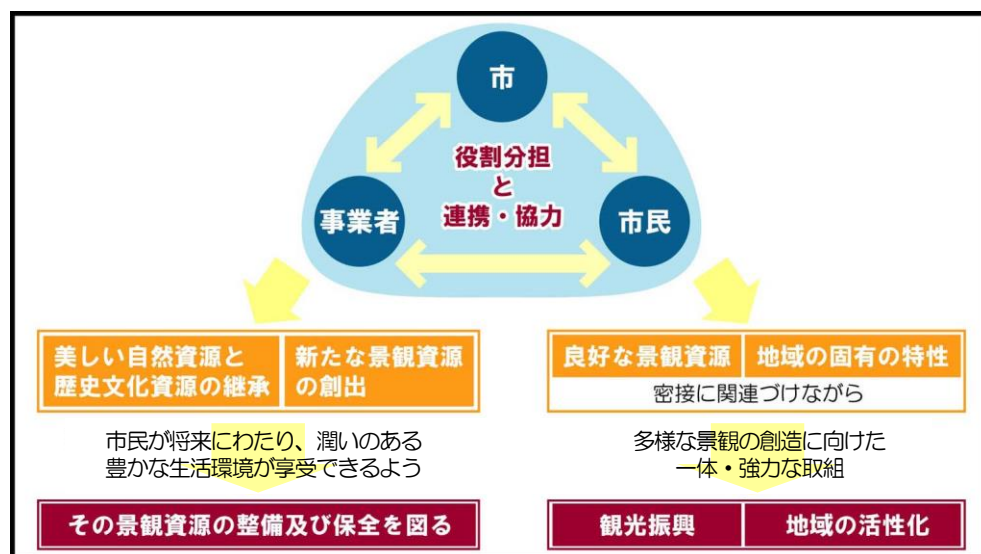


図 出雲市景観まちづくり基本条例 基本理念の概要

3 景観計画の位置づけ

出雲市景観計画は、出雲市の景観の形成に関する総合的な計画として位置づけ、島根県や出雲市の『出雲未来図』や他の関連計画等との整合やこれまでの景観に関する計画等を継承するものとする。

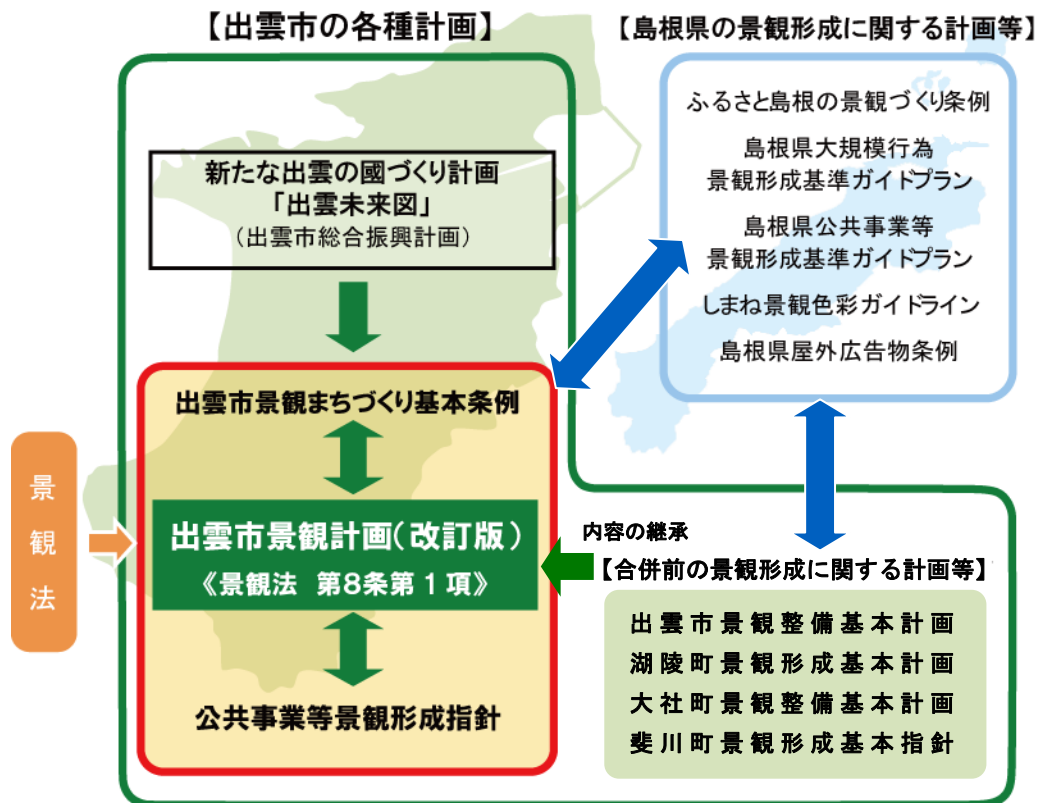


図 景観計画の位置づけ

4 景観計画の構成

出雲市景観計画は、景観法に基づく景観の形成に関する方針や基準等を定めるもので、第1章で景観計画を策定する区域を設定し、その区域について景観形成に関する方針や基準等を定め、ゆるやかな規制・誘導を行う。（第1章 出雲市景観計画区域）

さらに、第2章で重点的に景観形成を図る地域（景観形成地域）を設定し、きめ細やかな景観形成基準等を定め、規制・誘導を行う。（第2章 景観形成地域）景観形成地域については、重点的に景観形成を図る必要がある地域が確認された場合は、地元と協議等を行いながら、随時追加するものとする。

第3章においては、良好な景観づくりを進めていくにあたっての組織づくりや様々な手法などの方針を定めていくものとする。（第3章 良好な景観づくりへの取組）

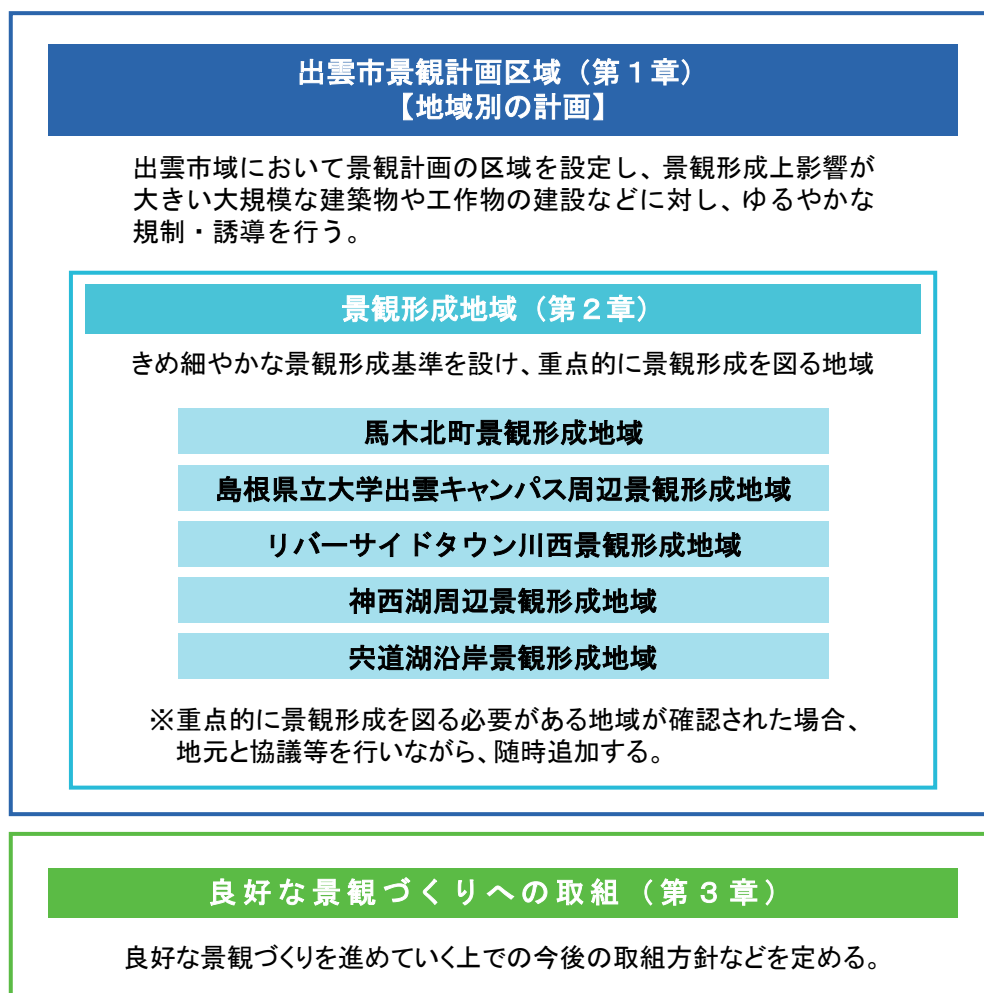


図 出雲市景観計画の構成

An outline map of Shimane Prefecture, Japan, filled with a solid tan color. The map shows the irregular coastline and internal administrative boundaries.

出雲市景観計画

第1章 出雲市景観計画区域

1 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

本計画を進めるにあたって、その対象となる景観計画の区域を設定する。

1-1 景観計画の区域

本市は、海、山、川、湖など豊かな自然的景観に恵まれるとともに、古くから「神話のふるさと」として知られており、全国的な知名度を誇る出雲大社など市内の随所に歴史的・文化的景観が数多く存在している。また出雲平野に暮らす先人の知恵である築地松などの地域固有の農村景観、新たな商業集積や賑わい空間として着々と発展する都市景観などさまざまな景観資源を有している。これらの資源は本市の良好な景観を形成する上での貴重な財産である。今後もこれらの財産を守り、育て、創り、次世代に引き継いでいくためにも、**出雲市全域を景観計画の区域（水面も含む）**とし、市民はもとより来訪者に対して良好な景観の形成を進めていくものとする。

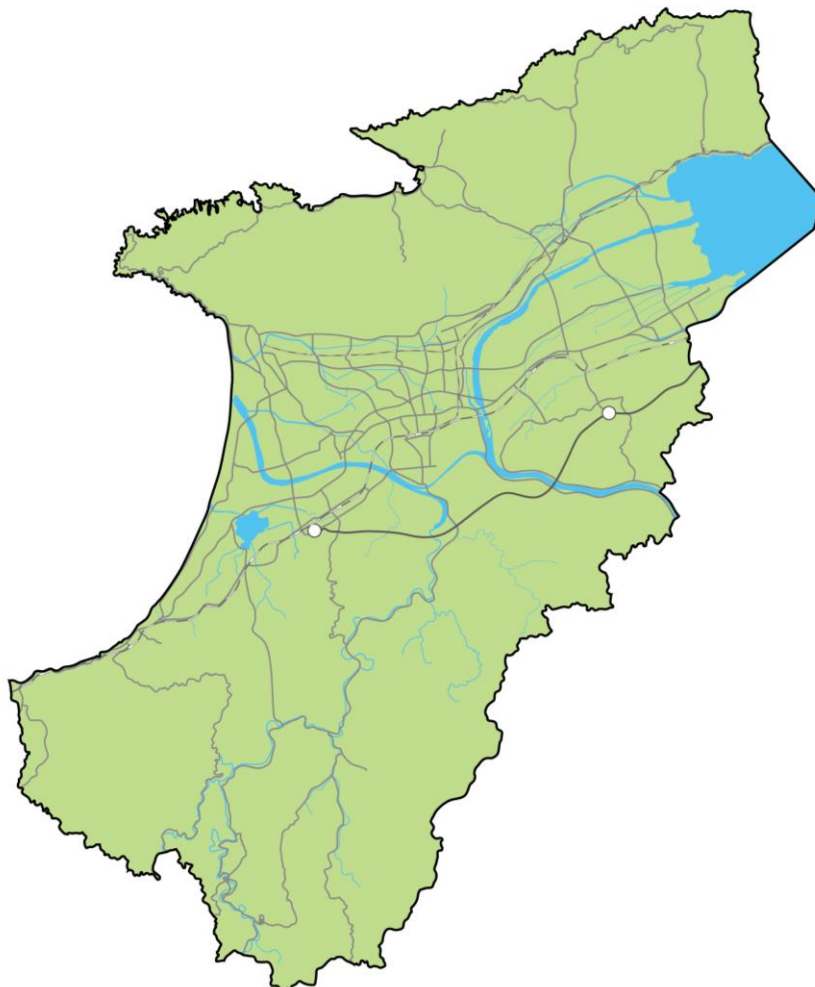


図 景観計画の区域

2 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

計画を進めるにあたって、出雲市全域における基本目標と共通の基本方針を掲げ、さらによりきめ細やかに景観形成を図るため、市域を地域特性に応じて区分し、それぞれの地域での基本目標及び基本方針を掲げ、良好な景観の保全と創造を図っていくこととする。

2-1 出雲市全域における景観形成に関する方針

1) 景観形成の基本目標

本市は、南北のやまなみ、宍道湖、緩やかな流れの斐伊川、弓状の白砂と松林の海岸、こうした景観に囲まれた出雲平野などの自然的な景観と、人々の暮らしとともにその地に根付いた文化により形成された歴史的な景観や、都市的な景観など様々な景観がみられる。本市の良好な景観の形成を進めるにあたっては、景観を守り、育て、創るの3つの柱を軸に、次の3つの基本目標を掲げ、出雲市全域の良好な景観の形成を進めていく。

3つの基本目標

1. 「豊かな自然景観を守り、育てる」

本市は、南北のやまなみ、島根半島の荒々しいリアス式海岸と穏やかな弧状の砂浜、広大な宍道湖や神西湖、斐伊川など豊かな水と緑が織りなす美しい景観に恵まれている。これらのかけがえのない美しい景観を大切に守り、育てていく。

2. 「歴史と文化の息づく景観を伝える」

本市は、「神々と神話のふるさと」として、固有の文化を築きあげてきた地域であり、出雲大社をはじめとする多くの神社仏閣、市場町の面影残る今市町や大津町、平田木綿街道、大社門前町などのまちなみ、西谷墳墓群、荒神谷遺跡など歴史的資源が随所にみられる。また、地域固有の築地松など気候、風土、歴史に根ざした多くの文化遺産がある。これらの歴史と文化が息づく景観資源は、地域住民の原風景であり、大きな影響を与えている。こうした歴史的・文化的景観資源の保全や活用を行い、物語のある地域の景観を創造するなど、歴史と文化を活かした景観形成を行い、次世代に伝えていく。

3. 「快適で魅力的な景観を創造する」

景観は、地域の自然、歴史、文化などを背景にして、永年にわたり、人々の日常生活の営みの中で、守り、創り、育まれてきたものである。このため、地域の景観の個性を十分に活かし、あるいは調和した景観形成を展開するなど、地域の人々の自主的な景観形成を促進することにより、地域の連帯感を醸成し、地域の活性化の原動力となりうる快適で魅力的な景観の形成を図っていく。

2) 景観形成の基本方針

3つの基本目標を踏まえ、本市の良好な景観を守り、育て、創るため、全市に共通する基本方針を次のとおりとする。

●豊かな自然景観を守り、育てる

- ◇自然景観を形づくる地域固有の自然景観資源を本市の宝として保全するとともに、よりよい景観づくりを進める。
- ◇自然景観は、地域の景観の背景を形づくるものが多いため、その見え方などに配慮し、良好な景観を損なわないような景観づくりを進める。
- ◇重要な自然景観がみられるところでは、その周辺部にも配慮し、よりよい景観づくりを進める。

●歴史と文化の息づく景観を伝える

- ◇各地に残る歴史的・文化的景観資源の保全や修景に努め、歴史と文化の息づく景観づくりを進める。
- ◇出雲の歴史を思い起こさせる路傍の祠や道標などの身近な歴史的景観資源についても積極的に保全し、シンボルとして活用する。

●快適で魅力的な景観を創造する

- ◇最も身近な生活圏の景観を、よりよい方向へ導くために建物などの様々な景観要素の配置や調和などに配慮する。
- ◇規模の大きい建築物は地域のランドマークとなりうるため、形状や色彩、意匠などに配慮する。
- ◇重要な景観資源に近接する場合は、建築物の外観や高さ・看板・緑化などに配慮し、魅力的な景観づくりを行う。
- ◇新たな住宅や住宅地は、建築物の形状や色彩などを整え、周辺の景観に調和するよう配慮する。
- ◇公共施設は、率先して修景整備や緑化に努め、周辺地域の見本となるように努める。
- ◇屋外広告物については、適切な大きさと、周辺の景観を阻害しないようなデザインや色彩を用いて、調和のとれた景観の創造に努める。
- ◇市民参加による景観づくりを進める。

2-2 地域特性に応じた景観形成に関する方針

全市における3つの基本目標と基本方針を踏まえ、より地域に即した計画を進めるために、市域を、地形的な特性や文化的な特性により区分し、地域特性に応じた基本目標と基本方針を定め計画を進めることとする。

地域区分は、本市の景観を市街地地域や出雲平野地域など、地域特性に応じた8つの地域に区分し、地域ごとに景観形成の方針を定めた。なお、地域区分については、『新たな出雲の国づくり計画「出雲未来図」』を踏まえた「出雲市都市計画マスタープラン」の土地利用計画図との整合を図った。また、道路・河川景観軸は市域全域を対象とした。

表 地域区分

地域区分	
市街地地域	商業施設や公共施設が集積した地域で、都市計画区域の用途地域内
出雲平野地域	主に低層の集落と農用地で構成された視界の広い景観がみられる地域
歴史的地域	歴史的建築物やまちなみがみられる地域
湖畔地域	宍道湖や神西湖の湖畔で、湖と一体となった景観がみられる地域
海岸地域	日本海に面した美しいリアス式海岸などの自然景観がみられる地域
北山周辺地域	市域の北に位置する山間部で、屏風のように高い尾根が続く急峻なやまなみが特長の地域
中山間地域	市域の南に位置し、中国山地へ連なる山間部で、緑豊かな自然景観がみられる地域
道路・河川景観軸	道路や河川の景観で、市域全域の道路・河川



図 地域区分図

①市街地地域

1) 景観特性

出雲市街地や平田・大社・斐川市街地など、商業施設や公共施設が集積する都市景観がみられ、近年は道路などの整備に伴い、商業施設の進出や工業団地の開発などが進んでいる。

2) 景観形成の基本目標

「歴史と文化が息づく出雲市の顔となる、洗練された快適で魅力的な景観を創造する」

市街地地域は、景観を構成する様々な要素があふれ、変化も激しい地域であるとともに、そこに多くの市民が住む重要な地域である。

新しい時代をひらく様々な整備や計画が進む市街地地域において、より快適な住環境づくりを進めるとともに、緑や歴史、文化などに配慮しながら、様々な景観要素に秩序をもたせ洗練された都市景観の創造に努める。

3) 景観形成の基本方針

●歴史や自然景観など周辺景観との調和に配慮した、洗練された市街地づくりの推進

- ◇新たな商業施設などに対しては、建築物の形状や色彩などの誘導を行って、都市景観の向上に努める。
- ◇大規模な建築物にあつては、壁面後退などによるオープンスペースの創出に努め、建物による圧迫感の減少や空間の広がりやの創出に努める。
- ◇市街地周辺の農地が残る地域においては、緑豊かな市街地の形成など、計画的な市街地形成を図り、景観の調和に努める。

●市街地に点在する緑の保全と緑化の推進

- ◇市街地に残る樹木や公園の緑を保全し、空間のゆとりと季節感の演出を図る。
- ◇民家の庭先や門まわりなどの緑化を推進し、市街地の緑の創出に努める。

●中心市街地の魅力的な空間の創出

- ◇電線地中化や屋外広告物の整理、緑化の推進などで、楽しみながら歩ける空間の創出に努め、中心市街地としてふさわしい景観形成を推進する。

●道路附属物の適切な誘導

- ◇シンボルロードなどの主要道路の電線地中化を推進し、空間に広がりを持たせる。

●景観類型界の配慮

- ◇周辺に都市景観と異なる景観がみられる地域や境界に位置する地域では、敷地周辺の緑化などにより、景観の連続性に配慮するように努める。



出雲市駅前のシンボルロード



一の谷公園からみる出雲市街地と北山のやまなみ

②出雲平野地域

1) 景観特性

出雲平野には、地域固有の重要な景観要素である築地松の散居集落がみられるほか、主に低層の建築物で構成されているため、視野の広い景観がみられる。また、宍道湖西部に広がる水田地帯や浜山周辺のぶどうのビニールハウスなど様々な農耕地と緑多い集落の景観がみられる。その一方で出雲平野においても、出雲縁結び空港、道路などの整備に伴い、新たな商業施設が進出するなど、都市景観要素が増加している。

2) 景観形成の目標

「地域固有の景観が広がる出雲平野の広々とした豊かな景観を守り、育てる」

出雲平野は、広々とした田園と地域固有の築地松の散居集落など特徴的な景観が広がる、全国にも誇り得る景観がみられる。そのような出雲平野においても、市街地周辺では、様々な都市景観要素がパッチ状に増加し、緑多い農村集落が減少しつつある。

出雲平野の広々とした豊かな景観を守り、育て、この全国に誇れる景観を次世代へ残す取組を推進する。

3) 景観形成の基本方針

●築地松の保全

◇助成制度などを活用し、地域の景観の特徴である築地松の維持・管理に努める。

●農地の保全

◇景観の基礎である農地の保全に努めるとともに、資材置場や空地などの周辺美化に努める。

◇農閑期などには、レンゲやコスモスなどの季節的景観作、畦や農道には花木類を植栽し、単調となる田園景観に特徴ある景観ポイントづくりを推奨する。

●景観の背景を形づくる松林の保全

◇景観の背景を形づくる浜山などの松林や緑地の保護、育成に努める。

●農村景観と調和した建築様式の推進

◇北山を背景とした緑豊かな瓦屋根の集落や築地松散居集落などの農村景観を、後世に残すべき出雲平野の景観として保全に努める。

◇大規模な施設で農耕地と隣接する場合は、敷地周辺の緑化などにより、できる限り周囲から目立たないように配慮する。

●生け垣や庭木など、宅地等の緑の保全と連続性の確保

◇社寺の緑や集落のシンボルとなるような特徴的な樹木や民家の庭木、生け垣を保全する。また、集落内の緑のつながりを確保し、緑豊かな景観の保全と創出に努める。

●農村景観に配慮した整備

◇商業施設などの都市景観要素は、落ち着いた色彩の採用や敷地周辺の緑化を行い、農村景



築地松

観との調和に努める。



北山を背景とした出雲平野の集落



水田が広がる出雲平野（灘分町）



もくせいの生け垣（矢尾・日下の集落）



住宅団地の生け垣

③歴史的地域

1) 景観特性

出雲地域の今市町や大津町を流れる高瀬川周辺には、かつての市場町としてのまちなみ残り、歴史的景観と景観要素が数多くみられる。平田地域の木綿街道には、重厚な造りの妻入商家のまちなみが残る歴史的景観がみられる。大社地域の出雲大社とその周辺には神官の屋敷や門前町としての歴史的建築物の集積がみられる。その他、市内のいたるところに歴史的景観要素が点在している。

2) 景観形成の目標

「出雲の歴史と暮らしを次世代に伝える歴史的まちなみづくり」

市場町や門前町として栄えた歴史的まちなみが残されているが、取り壊しや改装により歴史的建築物や歴史的まちなみが減少しつつある。

歴史的地域を出雲市の重要な財産として、趣のある歴史的景観の保全と育成に努める。

3) 景観形成の基本方針

●歴史的建築物の保全

◇歴史的建築物の漆喰や格子などの伝統的様式の保全や伝統的工法に基づく修景整備を推進する。

◇出雲大社周辺の社家のまちなみや周辺の緑と調和した修景整備を推進する。



平田地域の木綿街道

●歴史的まちなみの連続性の保全と改善

◇歴史的建築物が集積する区域では、漆喰や格子などの保全や伝統的工法に基づく修景整備を推進し、歴史的まちなみの連続性の保全に努める。

◇高瀬川沿いの歴史あるまちなみを保全・整備し、良好な河川景観とともに歴史的まちなみの保全に努める。また、高瀬川沿いの樹木の保全と健全な育成に努める。

◇出雲大社周辺では、歴史的趣のある景観の保全・育成に努める。

◇大社地域の神門通りでは、歩きたくなる道づくりや通りを楽しむ空間づくりを図る。

◇平田地域の木綿街道は、歴史的建築物が数多く残り、また、まちなみに対する住民意識が高いところであるため、住民協定の策定などにより、より良い歴史的まちなみづくりを行う。

◇交通標識や街路灯などのうち共架可能なものについては整理統合により柱を減らしたり、景観に配慮した形状や色彩の採用などを推進する。



しだれ柳のある高瀬川沿いのまちなみ



出雲大社周辺の歴史的まちなみ



松並木のある神門通り

④湖畔地域

1) 景観特性

宍道湖や神西湖の湖畔では、穏やかな湖面と湖岸のヨシ原などの自然景観が広がり、湖と一体となった景観がみられる。

2) 景観形成の目標

「自然素材で囲まれた、穏やかな湖畔景観の保全に努める」

ヨシ原などの豊かで穏やかな湖畔の景観を守り、点在する様々な景観要素を、美しい湖畔の景観への調和に導き、未来へ誇れる湖畔景観づくりの取組を推進する。

3) 景観整備の基本方針

●湖沼の魅力ある水景の保全と改善

◇ヨシ原や自然護岸を保全する。また、コンクリート護岸部は多自然型護岸の採用を検討し、湖畔の豊かな水景の保全と動植物に配慮した護岸整備を推進する。

◇新設の建築物や工作物は、湖面と湖岸のヨシ原などで構成された自然豊かな景観を阻害しない高さや色彩などに配慮する。

●対岸からの眺めに配慮した景観整備の推進と施設の誘導

◇湖畔の水景を前景とした対岸からの景観に配慮した施設の配置や修景などの誘導を推進する。

◇既に立地する施設は、対岸や周辺からの眺めに配慮して、できる限り周囲から目立たないように敷地周辺の緑化などに努める。



穏やかな湖面と湖岸のヨシ原が美しい神西湖



斐伊川と宍道湖が出合う広がりのある湖畔景観

⑤海岸地域

1) 景観特性

島根半島北側では、入り組んだ岩場のリアス式海岸による変化に富んだ海浜の景観がみられ、出雲平野西側では、砂浜が長い弓状に続く穏やかな海浜の景観がみられる。そのような基盤に漁村が立地し、特に島根半島北側では、民家が密集して立地し、特徴的な漁村景観をつくりだしている。また、多伎地域には、意匠を統一した集客施設が建ち独特の景観を創り出している。

2) 景観形成の目標

「変化に富んだ海浜の豊かな自然景観とそこに発達した
特徴的な漁村の景観を守り、調和に努める」

自然が創り出した、様々な海浜の特徴的な景観美を守るとともに、景観を損なわないよう周辺環境整備に努める。また、その自然地形と結びつき形成された漁村の歴史を物語る様々な要素や姿を守り、自然景観と一体となった漁村景観づくりの取組を推進する。

3) 景観形成の基本方針

●リアス式海岸や「白砂青松」の自然海岸の保全

- ◇変化に富んだリアス式海岸の自然性の高い海岸景観を保全する。
- ◇長浜海岸や西浜海岸の砂浜の浸食や堆積に対する広域的な保全対策を進めるとともに背後のクロマツ林や砂丘植生の保全に努める。
- ◇稲佐の浜や長浜海岸などの砂浜の定期的な清掃活動やごみ投棄防止のPRを行い、良好な海浜景観の維持管理に努める。
- ◇島根半島北側の小伊津や鷺浦などの狭い谷部に発達した漁村の背景を形成する山林などの自然景観の保全に努める。



弁天島



狭い谷部に発達した小伊津の漁村

●歴史ある漁村景観の保全

- ◇島根半島の狭い谷部に発達した漁村の漆喰や格子、竹壁の塀などの伝統的建築様式の建築物や古いまちなみなどの景観要素の保全に努める。

●海洋景観と漁村景観の調和

- ◇日御碕灯台周辺では、観光地らしい賑わいのある特徴的なまちなみとしての魅力を高めると同時に、雄大な海洋景観を損なわない観光地としての景観づくりに努める。

●キララ多伎周辺施設の意匠の統一

◇キララ多伎などの施設が建つ岐久海岸では、施設の意匠を統一するなど、統一感のある景観への誘導を図る。

⑥北山周辺地域

1) 景観特性

弥山から旅伏山にいたる山脈は、出雲平野の景観の背景を形づくる屏風のように高い尾根が続く急峻なやまなみがみられ、十六島鼻から十膳山にいたる山脈は、幾つもの山頂と稜線が形づくるやまなみがみられる。その豊かな自然景観を背景に、唐川の茶畑や谷部に小規模な集落が点在する農村景観や、鰐淵寺などの古刹^{こきつ}が残る歴史的景観がみられる。

2) 景観形成の目標

「心に残る北山の緑豊かな自然景観を守り、育てる」

広い出雲平野の背景を形づくる緑濃いやまなみが織り成す特徴的な北山の景観を保全し、出雲平野の景観とともに市民誰もが心に残る景観づくりの取組に努める。

3) 景観整備の基本方針

●森林景観の保全

- ◇出雲平野の背景を形成する弥山から鼻高山、旅伏山にいたる緑の保全に努める。
- ◇尾根部に広がるアカマツ林の松枯れ対策を推進する。

●農地の保全

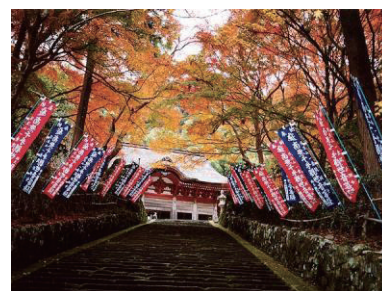
- ◇十六島鼻から十膳山にいたる山地谷部に広がる耕作地の保全を進める。
- ◇農地の保全に努めるとともに、周辺美化に努める。

●伝統的・歴史的景観要素の保全

- ◇山あい^{さんあい}に点在する鰐淵寺や一畑寺などの社寺や、一畑灯籠などの路傍の祠や道標など、身近な歴史的景観資源を保全する。



水田と鼻高山



紅葉が美しい鰐淵寺



北山のやまなみ

⑦中山間地域

1) 景観特性

市域南部には、中国山地へ連なるやまなみがみられ、その豊かな自然景観を背景に、小規模な集落が点在する農村景観がみられる。

2) 景観形成の目標

「緑に囲まれたのどかな山里の景観を保全する」

緑豊かな山間部の自然景観と、集落や耕作地、そこに根づく歴史的、文化的遺産が織り成す農村景観を保全し、山村の持つ独特な景観づくりの取組に努める。

3) 景観整備の基本方針

●森林景観の保全

- ◇尾根部に広がるアカマツ林の松枯れ対策を推進する。
- ◇緑豊かな森林の保全に努めるとともに、不必要な樹木の伐採は慎む。

●農地の保全

- ◇耕作地の適正な利用を進め、農村景観の保全に努める。
- ◇農地の保全に努めるとともに、周辺美化に努める。

●伝統的農村景観要素の保全や伝統文化の伝承

- ◇ハデなどの伝統的な農村景観要素や、山あいには点在する社寺や路傍の祠、道標などの身近な歴史的景観資源を保全する。



スサノオ館と背景のやまなみ



伊秩やすらぎの森からの眺望



須佐神社



各地に残る一畑薬師の灯籠

⑧道路・河川景観軸

1) 景観特性

道路沿道は、最も多くの人の目に触れる重要な場所で、低層の建築物が多い出雲平野では、視野が比較的広い道路が多く、そこからは田園や北山のやまなみなど、広がりのある景観が特徴となっている。また、宍道湖や日本海に沿って走る道路や神戸川に沿って走る道路など、豊かな自然景観を望む道路が多くみられる。

河川景観のうち、島根県の代表的な河川である斐伊川は、広い砂州と浅い水深の水の流れが、独特の河川景観をつくりだしている。神戸川は、立久恵峡など豊かな自然景観をつくりだしている。その他、市内には中小河川や水路が多数流れている。

2) 景観形成の目標

「快適で魅力的な道路・河川景観を創造する」

市街地や出雲平野、海岸や山間部など様々な景観類型を通る道路景観を、そのエリアにあわせた良好な景観へと導き、出雲市の豊かな景観をみる優れた地点づくりとしての取組に努める。

様々な景観がみられる河川景観を、河川をみる場所、みられる場所としての景観づくりの取組に努める。

3) 景観形成の基本方針

●道路附属物や屋外広告物の適切な誘導

- ◇主要な道路や市街地では電線地中化を推進し、景観に空間の広がりを持たせる。
- ◇サイン（案内看板等）は、わかりやすさを兼ね備えた統一感のある形態やデザインのことを整備し、道路景観をコンパクトにまとめる。
- ◇ガードパイプや舗装、縁石などの土木資材や構造物は落ち着いた色彩とし、修景的なデザインを採用するなど、景観に配慮したものとする。
- ◇国道9号沿いなど商業施設や公共施設が集積する地域では、交通標識や街路灯などのうち共架可能なものについては整理統合により柱を減らしたり、景観に配慮した形状や色彩の採用などを推進し、市街地景観に秩序と空間の広がりを持たせる。
- ◇くにびき海岸道路及び田儀海岸沿いを走る国道9号などの海岸沿いの道路では、屋外広告物の設置は極力控え、広大な海浜景観の保全に努める。

●地域景観との調和

- ◇田園や海岸風景などを眺められる道路では、道路付属物等の設置について、その眺望に配慮し、できるかぎり沿道景観との調和に努める。
- ◇道路や河川の整備にあたっては、自然法面ができるだけ生じないように配慮するとともに、自然法面が生じる場合、植生による自然修復に努める。

●河川の親水空間の創出

◇親水性のある河川空間の整備を推進する。

◇河川整備にあたっては、自然素材を採用するなど河川景観の向上と動植物の生息・生育環境の保全に努める。



出雲バイパス



くにびき海岸道路



斐伊川



遊好の里

2-3 眺望景観（主要な展望地）

展望地は、田園やまちなみ、海浜、湖など、広がりのある景観を眺望できる場所であるため、広範囲の景観を対象とする重要な地点である。出雲市の良好な景観形成を図るうえで、その特徴的な景観に影響を与える行為等、これらの主要な展望地からの眺望に配慮するよう努める。



- ①一の谷公園 ②西谷墳墓群 ③真幸ヶ丘公園 ④妙見山 ⑤島根県立浜山公園
 ⑥出雲文化伝承館 ⑦弥山 ⑧奉納山公園 ⑨日御碕灯台 ⑩天王山 ⑪旅伏山
 ⑫摺木山 ⑬愛宕山 ⑭一畑薬師 ⑮青少年の家 ⑯宍道湖グリーンパーク
 ⑰立久恵峡 ⑱伊秩やすらぎの森 ⑲神西親水公園 ⑳クアハウスシンボルタワー
 ㉑キララ多伎 ㉒手引ヶ丘公園 ㉓三本松公園 ㉔仏経山 ㉕高瀬山 ㉖大黒山
 ㉗出雲縁結び空港

道路・河川

国道 9 号、国道 431 号、国道 184 号、国道 9 号出雲バイパス、JR 山陰本線、一畑電鉄斐伊川、神戸川、くにびき海岸道路、県道大社日御碕線、大社神門通り、山陰自動車道

図 出雲市内の主要な展望地

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第3号関係)

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するための行為の制限に関する事項について、届出が必要な行為と、様々な行為を行う場合の基準となる景観形成基準を定めた。

届出が必要な行為を行う場合は、事前に届出を行い、別に定める基準に基づく指導や助言に従い、市域の良好な景観の形成に努めるものとする。その他一般的な行為についても、市民や事業者が各基準に配慮し、良好な景観の形成に努めるものとする。

3-1 届出対象行為

周囲の景観に与える影響が大きいと考えられる大規模な建築物や工作物等の建設行為等を届出が必要な行為と定め、次頁の表のとおりとする。

表 届出対象行為

行 為		左のうち届出を要しない行為 (景観法第 16 条第 7 項第 11 号に基づく条例第 5 条)
建築物の新築、増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第 16 条第 1 項第 1 号)		・都市計画区域内においては、高さ 10m 以下かつ延床面積 200 m² 以下のもの ・都市計画区域外においては、高さ 13m 以下かつ延床面積 500 m² 以下のもの ※2つ以上ある場合はその合計 ・専ら自己の居住の用に供する一戸建の住宅
様 替 又 は 色 彩 の 変 更 (景 観 法 第 16 条 第 1 項 第 2 号) 工 作 物 の 新 設 、 増 築 、 改 築 若 し く は 移 転 、 外 観 を 変 更 す る こ と と な る 修 繕 若 し く は 模 	垣(生け垣を除く)、さく、塀、擁壁等	高さ 4m 以下のもの
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 広告塔、広告板、電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 太陽光発電施設	高さ 10m 以下(都市計画区域外においては 13m)かつ 築造面積 1,000 m ² 以下のもの 注1: 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、 工作物の高さが 5m 以下、若しくは、地盤面から工作物の 上端までの高さが 10m(都市計画区域外においては 13m) 以下のもの
	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さ 10m(都市計画区域外においては 13m) 以下かつ 築造面積 500 m ² 以下のもの (注2: 注1と同じ)
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等 (これらの支持物を含む)	高さ 20m 以下のもの(支持物が建築物一体となって設置される場合は、支持物の高さが 10m 以下、若しくは、支持物の上端までの高さが 20m 以下のもの)
	橋、トンネル、堤防、ダム、砂防ダム、水門、防波堤、護岸、棧橋、落石防護柵、遮音壁、道路照明等	長さ 20m 以下で、かつ、高さが 10m 以下のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	高さ 4m 以下かつ当該行為に係る部分の土地の面積が 1,000 m ² 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)		面積が 10,000 m ² (都市計画区域内は 3,000 m ²) 以下のもの
都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為その他政令で定める行為 (景観法第 16 条第 1 項第 3 号)		※ただし、法面又は擁壁の高さが 4m を超え、かつ、長さが 8m を超えるものは届出を要する。
水面の埋立て又は干拓 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)		面積が 10,000 m ² (都市計画区域内は 3,000 m ²) 以下のもの ※ただし、法面又は擁壁の高さが 4m を超え、かつ、長さが 8m を超えるものは届出を要する。

[届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする。

1. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
2. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
3. 水面下における行為
4. 仮設の工作物の建設等
5. 通常の管理行為で景観法施行令第8条第4号ロ及びハに規定される行為
6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの
 - ア. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、高さ1.5メートル以下のもの
 - イ. 漁港区域内の養殖用作業施設、荷さばき所、野積場内における堆積
 - ウ. 港湾法区域内の荷さばき地内、野積場、貯木場内における堆積
 - エ. 都市計画区域内の工業地域、工業専用地域の区域内における堆積
 - オ. 堆積の期間が90日以下のもの
7. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
8. 国の機関又は地方公共団体が行う行為
 - ※届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
9. 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 - ア. 文化財保護法、島根県文化財保護条例、出雲市文化財保護条例
 - イ. 都市計画法（地区計画等に定められた事項）
 - ※地区計画等に定められた景観形成基準が、景観計画に定められている景観形成基準と同一な場合に限る
 - ウ. 屋外広告物法
 - エ. 島根県立自然公園条例
 - オ. 島根県自然環境保全条例
10. 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - ア. 景観地区及び準景観地区
 - イ. 景観重要建造物
 - ウ. 景観重要公共施設
 - エ. 景観農業振興地域整備計画
 - オ. 自然公園法
11. 既着手行為（平成20年9月30日までに着手している行為。ただし、斐川地域については、平成26年6月30日までに着手している行為）

3-2 景観形成基準

市域全域を対象とした景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項		景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	共通事項	位置規模	・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路や景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。 ・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。 ・建築物の高さや壁面位置は、連続性の維持に配慮すること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
		形態意匠	・地域の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺に圧迫感を与えないよう屋根・壁面等の意匠を工夫すること。 ・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮すること。 ・これらによる他、別途色彩基準(P. 28)の基準による。
		素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・外壁等の材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
		緑化	・敷地内はできるだけ緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。 ・道路に面する部分は生け垣等の緑化に努めること。 ・樹姿又は樹勢に優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
		設備	・屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、配置の工夫、目隠し措置など道路等から見えにくい工夫をすること。
		その他	・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せない配慮をすること。

行為	事項		景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	個別事項	共同住宅	位置規模
			形態意匠
			素材
			緑化
			設備
			その他
		店舗・事務所	形態意匠
			色彩
			緑化
			設備
			その他
		工場・倉庫	位置規模
			形態意匠
			色彩
			緑化
			設備
			その他

行為	事項	景観形成基準
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路や景勝地等に通じる主要道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 ・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩	・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
	緑化	・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置	・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
	緑化	・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
水面の埋立て又は干拓	埋立て、干拓	・埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。

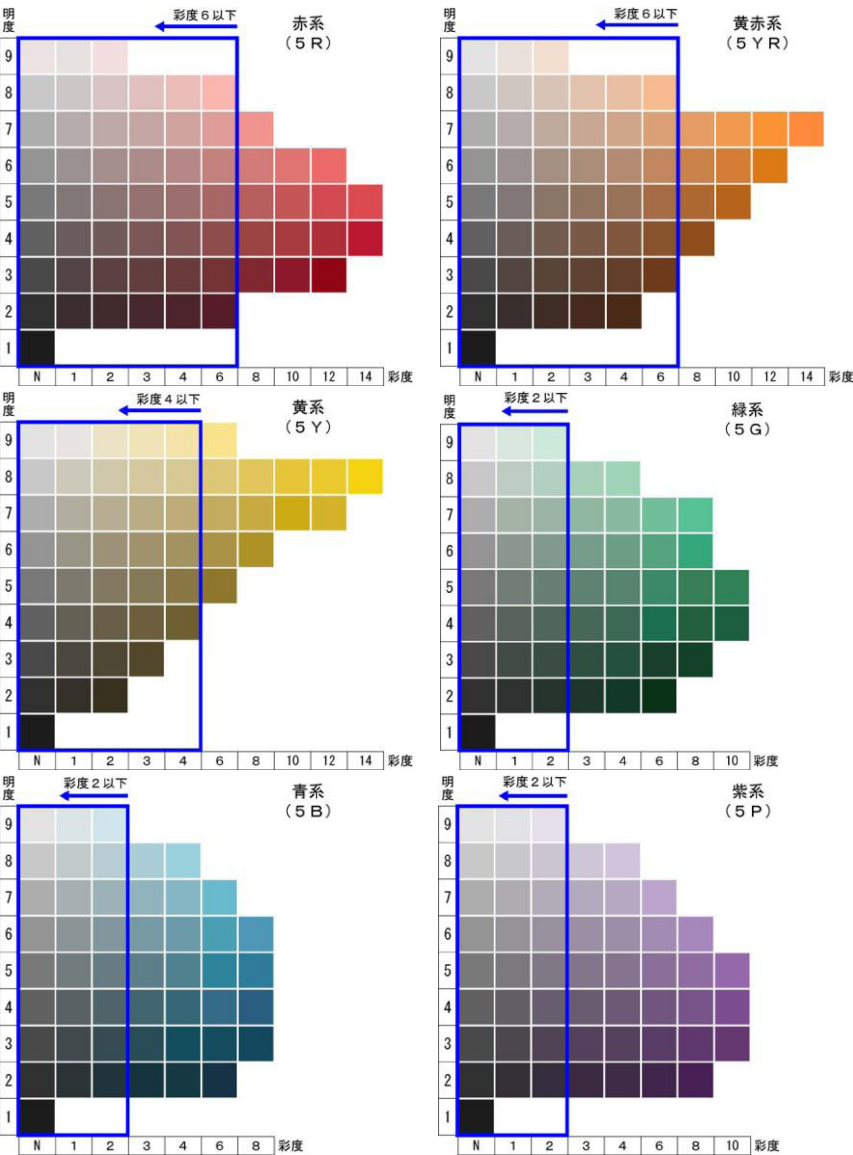
3-2-I 色彩基準

色 彩 基 準（彩度はマンセル値を用いる）

建築物及び工作物の外観の色彩で主要なものは、次に掲げる範囲のものとする。

色相	彩度
R（赤）、Y R（黄赤）系	彩度 6 以下
Y（黄）系	彩度 4 以下
その他	彩度 2 以下

●蛍光塗料は使用しないこと。



※例として、赤系の色相は 5 R、黄赤系の色相は 5 Y R、黄系の色相は 5 Y、その他の色相として、5 G、5 B、5 P を示した。
 ※例示した色は印刷物で実際の色とは多少異なるため、色見本で確認すること。

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

移り行く時代の中で、人々の暮らしとともに今なお残る歴史的建造物や特徴的な樹木などは本市の財産であり、これを保存し継承することは、地域の固有性の保全と住民の愛郷精神を育むことにもなる。そこで、本市の景観を形成する上で重要な建造物等や樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、重要な景観資源として保全するとともに、積極的な活用を図っていくものとする。

4-1 景観重要建造物の指定の方針

地域固有の建築様式のものや本市の歴史を伝える建造物、シンボリックな建造物など、地域の景観を特徴づける建造物を景観重要建造物として指定し、これを保全し、後世に伝えていくものとする。

指定にあたっては、道路や公共の場所から容易に見ることができる位置にあるもので、次に示す項目に該当するものを対象とし、所有者または管理者の意見を聴いて指定するものとする。

- 歴史的建築様式を今に伝える建造物
- 集落の建築様式を今に伝える建造物
- ランドマーク性やシンボリック性があり、地域の景観形成に取り組む上で重要な建造物
- 歴史的価値や文化的価値が低くても、地域住民に親しまれ地域の景観形成に寄与している建造物

4-2 景観重要樹木の指定の方針

地域固有の樹種、地域の景観を特徴づける歴史的な樹木及びシンボリックな樹木を景観重要樹木として指定し、保全して、後世に伝えていくものとする。

指定にあたっては、道路や公共の場所から容易に見ることができる位置にあるもので、次に示す項目に該当するものを対象とし、所有者または管理者の意見を聴いて指定するものとする。

- 樹姿（樹高や樹形）に優れ、地域を代表するシンボリックな存在で、良好な景観形成に寄与している樹木
- 地域の目標物やランドマークとなり、地域の景観形成を考える上で重要な構成要素となっている樹木
- 河川の添景となる護岸に残る樹木
- 地域住民に広く愛されている樹木（維持管理が積極的に行われているもの）

5 屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第5号関係)

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であり、特に都市景観や道路景観などでは賑わいや活気を与える要素である一方で、無秩序に掲出されると、すべての景観の形成に大きな影響を与える要素でもある。このようなことから、良好な景観の形成のためにも景観行政と屋外広告物行政を一体化し、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めるものとする。

景観形成の重要な要素である屋外広告物はそれぞれの地域の景観に調和した掲出方法とし、その基本事項を次のように定める。

- 表示面積は必要最小限とする。
- 市街地では、デザインや色彩を工夫して、快適な都市景観の創造に努める。
- 出雲市駅周辺など、公共性の高い区域では、屋上や壁面への掲出を極力控え、掲出する場合は、色彩や面積などについて適切な誘導を図る。
- 自然景観や農村景観がみられる地域では、掲出位置や色彩、大きさなどについて配慮する。
- 歴史的景観がみられる地域では、特に掲出位置や色彩、大きさなどについて配慮する。
- 田園や海岸などを通る道路では、屋外広告物の設置は極力控え、広大な地域景観の保全に努める。

6 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号関係）

出雲大社を中心とし、その周辺の社家のまちなみ、また門前町として栄えたまちなみが残る出雲大社周辺の道路、かつて木綿の集積地として栄え、現在においても重厚な妻入商家のまちなみが残る平田木綿街道周辺、景観形成地域にも指定されその地域の中心となる神西湖とその周辺の河川を景観重要公共施設に位置づけ、整備に関する事項を下記のとおり定める。

（出雲大社周辺）

国道 431 号、県道斐川出雲大社線、市道真名井矢野線、市道山手線、市道神門中筋線、市道大鳥居四ツ角線、市道四ツ角仮宮線、市道鷺浦宮内線、市道山根 22 号線、市道山根 25 号線、市道宮内稲佐線を景観重要公共施設と位置づけ、整備を行う際は、出雲大社周辺の景観形成上重要な地域、道路として配慮する。

（平田木綿街道周辺）

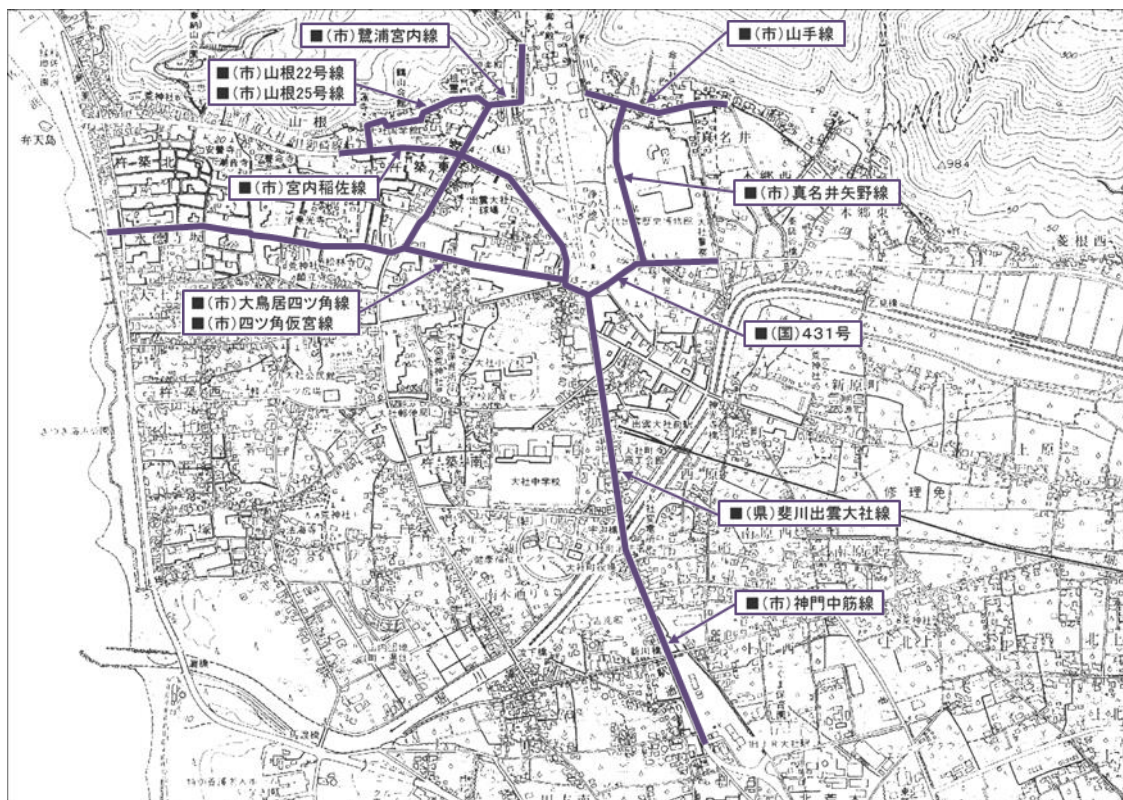
市道片原線、市道南本町旭町線（新大橋含む）、市道新町旭町線を景観重要公共施設と位置づけ、整備を行う際は、平田木綿街道周辺の景観形成上重要な地域、道路として配慮する。

（神西湖及び周辺河川）

神西湖、十間川、差海川を景観重要公共施設と位置づけ、整備を行う際は、景観形成上重要な地域、河川として配慮する。

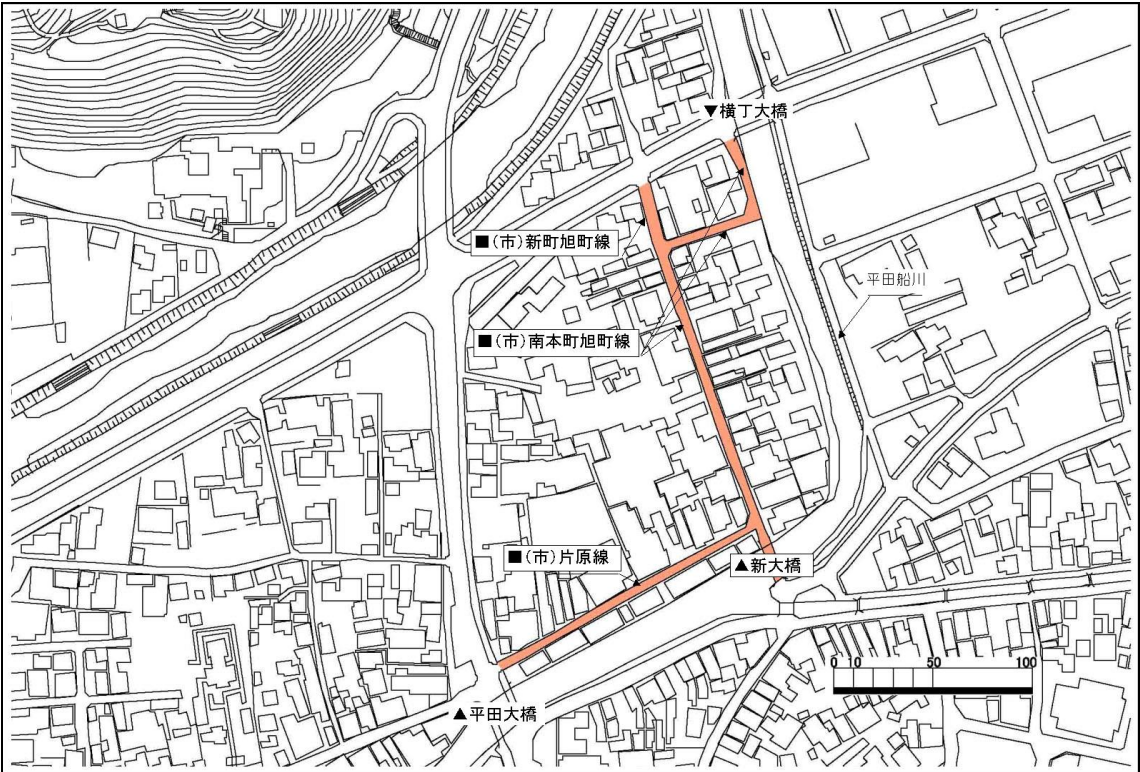
※景観重要公共施設の位置については、次頁からの図に記載するものとする。

景観重要公共施設（出雲大社周辺）



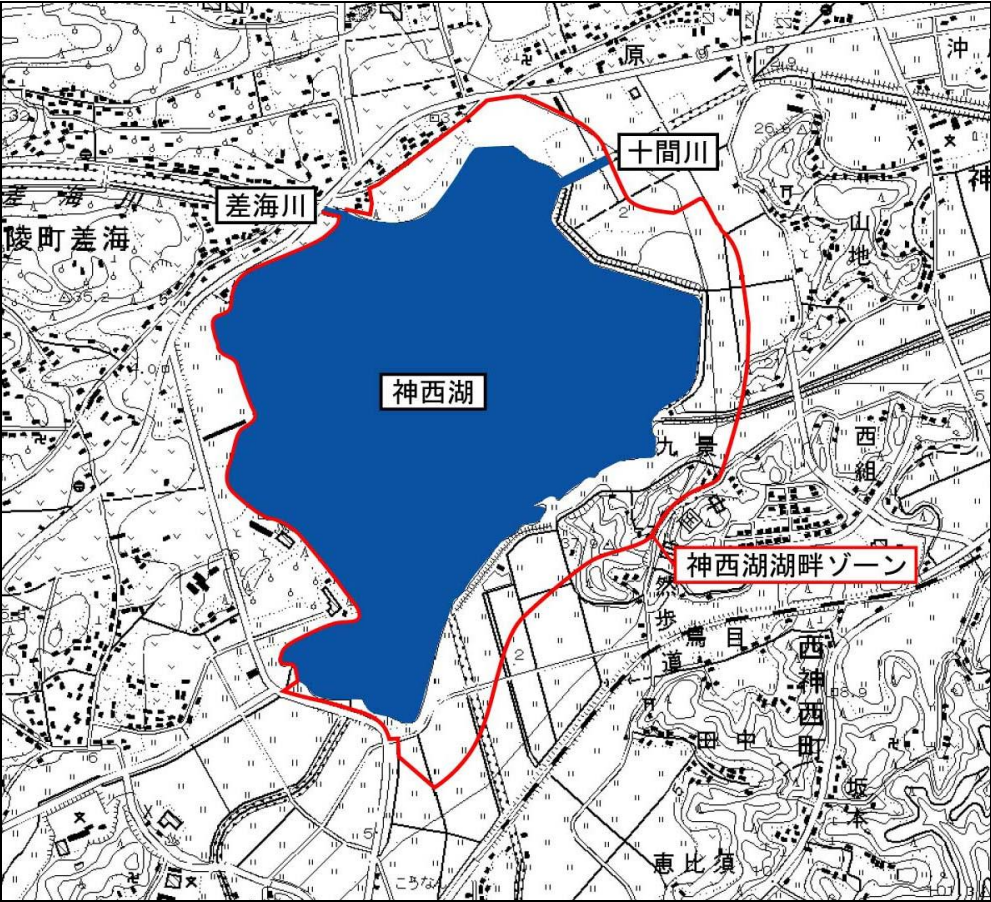
名称	区間	
	起点	終点
国道 431 号の一部	市道真名井直線との交点（大社広域交番前）	市道四ツ角仮宮線の終点との交点
県道斐川出雲大社線の一部	市道神門中筋線の起点との交点（大社ご縁広場前）	大社町杵築南 840 番 1 地先（出雲大社大鳥居前）
市道真名井矢野線	山手線との交点（出雲教前）	国道 431 号との交点
市道山手線の一部	市道宮前 10 号線の起点との交点	市道宮前 18 号線の起点との交点（真名井の清水前）
市道神門中筋線の一部	大社ご縁広場前	市道中筋 39 号線起点との交点（旧 JR 大社駅前）
市道大鳥居四ツ角線	国道 431 号との交点	出雲大社大鳥居前
市道四ツ角仮宮線の一部	主要地方道大社日御碕線との交点	国道 431 号との交点
市道鷺浦宮内線の一部	市道宮内稲佐線の起点との交点	素鷺川沿い神楽殿前
市道山根 22 号線の一部	市道山根 25 号線起点との交点（連歌庵前）	市道鷺浦宮内線との交点
市道山根 25 号線	市道山根 22 号線起点との交点（連歌庵前）	市道宮内稲佐線との交点
市道宮内稲佐線の一部	国道 431 号との交点	出雲阿国の墓駐車場付近

景観重要公共施設（平田木綿街道周辺）



名称	区間	
	起点	終点
市道片原線	県道小伊津港線との交点（平田大橋前）	市道南本町旭町線との交点
市道南本町旭町線の一部	新大橋	横丁大橋
市道新町旭町線の一部	市道南本町旭町線との交点	市道中ノ島環状線との交点

景観重要公共施設（神西湖及び周辺河川）



名称	区間		
	区域	起点	終点
神西湖（県管理）	神西湖周辺景観形成地域「神西湖湖畔ゾーン」の区域内	湖面全域	
十間川（県管理）の一部		神西 110 号線十間川橋梁から上流 40m 地点	神西湖
差海川（県管理）の一部		神西湖	国道 9 号



出雲市景観計画

第2章 景観形成地域

1 景観形成地域に関する基本的事項

1-1 景観形成地域の指定

各々の地域の景観は、地域の特性により、その目指すべき整備の方向や手法は、おのずと異なっており、一律に考えることはできない。また、全ての地域について、早急に具体的な景観整備の基本計画を立案することは困難であり、すでに大きく変化しはじめている地域では、何らかの手だてがなければ美しい景観の創造はおろか、出雲の美しい景観という財産が失われてしまう恐れがある。こうした観点にたち、必要な地域を「景観形成地域」として指定し、きめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図っていく。

1) 景観形成地域の指定にあたり考慮すべき地域

景観形成地域の指定にあたっては、以下に該当する地域を考慮し、地元と協議を行いながら指定を行う。

- 道路、河川、湖または海浜等に沿って、出雲らしい景観を形成している地域
- 歴史的まちなみを形成している地域
- 農村・漁村集落等で特徴的な景観を形成している地域
- 開発整備が予定されている地域で、今後、計画的に景観整備をする必要のある地域
- その他、主要公園周辺等

2) 計画に定める事項

景観形成地域において、当該地域の景観形成を図るため必要に応じ以下の内容を計画に定める。

① 景観特性

景観計画に基づいた当該地域の位置づけを明らかにすると共に、地区レベルの調査・解析を行い、地域の特性・課題を明らかにする。

② 景観形成の基本目標

地域の景観特性を踏まえて、景観形成の基本目標を示す。

③ 景観形成の基本方針

地域の景観形成の目標の実現のため、当該地域の景観形成の基本方針を示す。

④ 公共施設に係わる景観の形成に関する方針

⑤ その他、景観の形成に関する方針

その他、景観の形成に関し必要と認める事項として以下のようなものが考えられる。

(ア) 建築物に係わる景観の形成に関する方針

(イ) 工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

⑥ 景観形成基準

景観形成地域において景観形成計画を進めるにあたり，必要に応じ以下の内容の景観形成基準を定める。

ア．建築物等の規模、位置、色彩及び形態

(ア) 建築物

- ・建築物の高さ、色彩、形状、屋根及び外壁の材質等の基準
- ・建築物の位置の基準
- ・付属施設の配置、高さ、色彩、材質、形状等の基準

(イ) 工作物

- ・大きさ、数量、位置、色彩及び形態についての基準

(ウ) 広告物

- ・大きさ、数量、位置、色彩及び形態についての基準

イ．土地の形質

ウ．土地の緑化措置

- ・道路に面する部分の生け垣の基準
- ・敷地の緑化基準（シンボルツリーの選定、敷地周囲の緑化等）

エ．樹木の態様

オ．公共施設のデザイン

カ．その他

1-2 景観形成地域

合併前の出雲市及び島根県において、既に5地域が景観形成地域として指定され、良好な景観の形成が行われており、この5地域を引き続き景観形成地域として、個別に方針やきめ細やかな景観形成基準を定める。

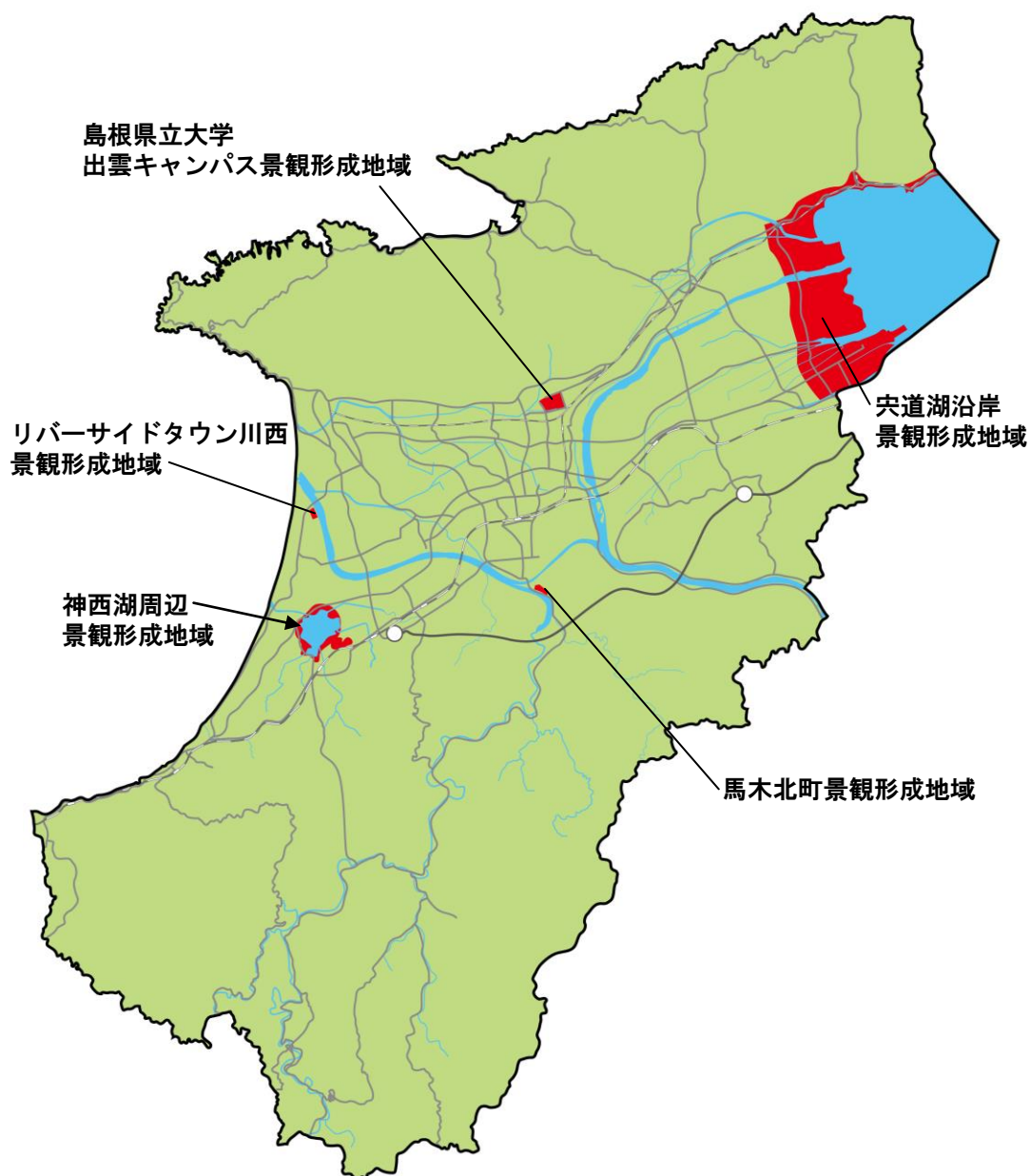


図 景観形成地域

1-3 届出対象行為

景観形成地域では、表に該当する行為について届出対象行為とする。

表 届出対象行為

行 為		左のうち届出を要しない行為 (景観法第 16 条第 7 項第 11 号に基づく条例第 5 条)
建築物の新築、増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第 16 条第 1 項第 1 号)		当該行為(屋外階段、高架水槽及び冷却塔を除く)に係る部分の延床面積の合計が 10 m ² 以下のもの(新・増・改築後に高さ 5mを超えるものを除く)
は工 模作 様物の 替の新 又は設、 は増 は改 は築 は若 はし はく は移 は転 は外 は観 はを は変 は更 はす はる はこ はと はな る 修 繕 若 し く	垣(生け垣を除く)、さく、塀、擁壁等	高さ 1.5m以下のもの
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 広告塔、広告板、電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等	高さ 5m以下のもの
	観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 自動車車庫の用に供する立体的施設 太陽光発電施設	高さ 5m以下で、かつ築造面積が 10 m ² 以下のもの
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等 (これらの支持物を含む)	高さ 10m以下のもの
	橋、トンネル、堤防、ダム、砂防ダム、水門、防波堤、護岸、栈橋、落石防護柵、遮音壁、道路照明等	長さ 20m 以下で、かつ、高さが 5m 以下のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	高さが 1.5m以下で、かつ、当該行為に係る部分の土地の面積が 100 m ² 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他土地の形質の変更 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	・面積が 300 m ² 以下で、かつ、法面又は擁壁の高さが 1.5m以下のもの ・農林漁業を営むために行なうもの(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て及び干拓を除く) 注1: 大規模行為に該当するものを除く	
都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為 その他政令で定める行為 (景観法第 16 条第 1 項第 3 号)		
水面の埋立て又は干拓 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)		
木竹の伐採 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	・樹高 10m以下の樹木の伐採	

[届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする。

1. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
2. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
3. 水面下における行為
4. 仮設の工作物の建設等
5. 次に掲げる木竹の伐採
 - ア. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ. 仮植した木竹の伐採
 - オ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
6. 通常の管理行為で景観法施行令第 8 条第 4 号ロ及びハに規定される行為
7. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの
 - ア. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、高さ 1.5 メートル以下のもの
 - イ. 漁港区域内の養殖用作業施設、荷さばき所、野積場内における堆積
 - ウ. 港湾法区域内の荷さばき地内、野積場、貯木場内における堆積
 - エ. 都市計画区域内の工業地域、工業専用地域の区域内における堆積
 - オ. 堆積の期間が 90 日以下のもの
8. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
9. 国の機関又は地方公共団体が行う行為
 - ※届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
10. 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 - ア. 文化財保護法、島根県文化財保護条例、出雲市文化財保護条例
 - イ. 都市計画法（地区計画等に定められた事項）
 - ※地区計画等に定められた景観形成基準が、景観計画に定められている景観形成基準と同一な場合に限る
 - ウ. 屋外広告物法
 - エ. 島根県立自然公園条例
 - オ. 島根県自然環境保全条例
11. 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - ア. 景観地区及び準景観地区
 - イ. 景観重要建造物
 - ウ. 景観重要公共施設
 - エ. 景観農業振興地域整備計画
 - オ. 自然公園法
12. 既着手行為（平成 20 年 9 月 30 日までに着手している行為。ただし、斐川地域については、平成 26 年 6 月 30 日までに着手している行為）

1-4 景観形成地域の拡充について

現在、指定している5つの景観形成地域以外に今後、重点的に景観形成を図る地域として、以下の地域を候補とする。これらの地域については、今後、地元と協議等を行いながら、景観形成地域への指定を目指していくものとする。

また、これらの地域以外にも重点的に景観形成を図る地域が確認された場合は随時追加していくものとする。

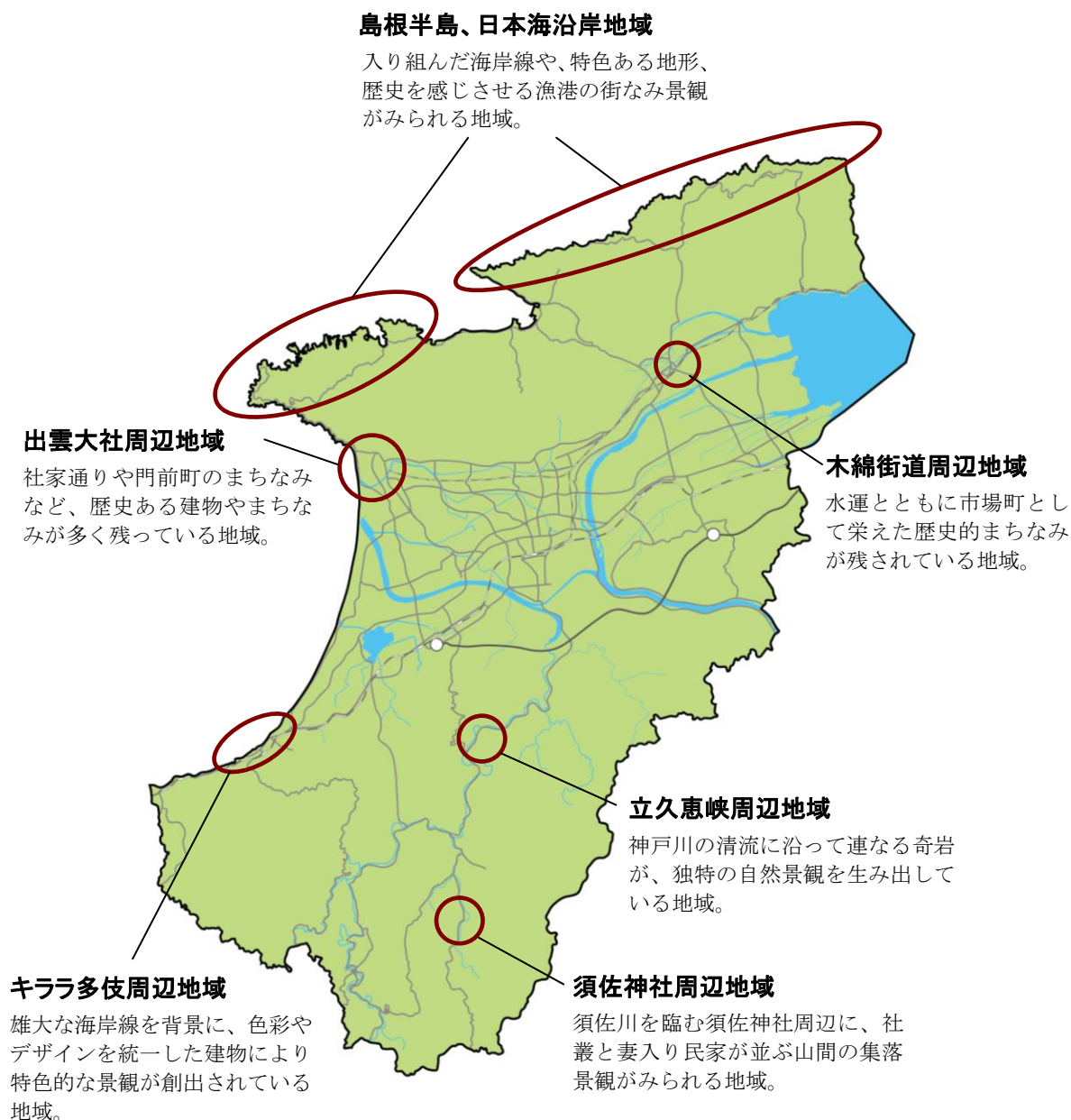


図 重点的に景観形成を図る必要のある地域

2 馬木北町景観形成地域

2-1 区域

1) 景観特性

馬木不動尊とその背後に広がるシイ群生林の景観と、電柱の後退や地中化など、緑多いすっきりとした住宅地としての景観がみられる。



2) 区域

南側は、国道 184 号、北側、西側は上塩冶町と馬木町の境界線または、それに沿う道路、東側は馬木大橋から真北へ上塩冶町と馬木町との境界を結ぶ範囲。(面積約 15ha)

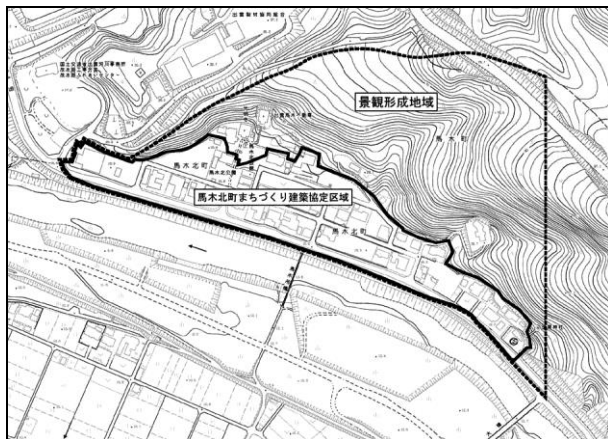


図 馬木北町景観形成地域

2-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「物語のあるまちづくり」

シイ群生林などの美しい自然景観や手入れの行き届いた生け垣のまちなみなど、ここを愛する住民の心を写し出す景観への取組を受け継ぐまちづくりを行う。

2) 景観形成の基本方針

●歴史を受け継ぐまちづくり

◇まちには、そのまちの歴史や物語がある。それらを新しいまちの中にも残すことが、自分たちのまちに愛着と誇りをもつことにつながる。

●子供の遊ぶ声が聞こえるまちづくり

◇子供たちが安全で快適に過ごせる親しみのある住環境を演出していく。

●住民がつくる美しいまちづくり

◇自然は人の心と力が加わることで、その美しさを守ることが出来る。美しい自然が残っている背景にはその自然を愛し、育てていくひるまぬ住民の努力がある。また、美しいまちなみは、ただ景観的な美しさのみならず、そこに住む人の心を写し出している。まちなみは、住民のものであり、皆でつくり出していくものである。楽しく快適に住むことのできる美しいまちのためのマナーやルールを守っていく。

3) その他、景観の形成に関する方針

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

◇緑豊かな低層住宅地域としての景観整備を図る。

◇馬木不動尊等を中心とする住宅地後方の緑と調和するように配慮する。

◇建築物は、統一感のあるまちなみを形成するよう配慮する。

●工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

◇工作物は出来るだけまちなみや建築物と調和するような形状、色彩とする。

◇自家用屋外広告物の設置は、デザイン・色彩などを考慮し、まちなみとの調和を図る。

◇自家用屋外広告物以外は、原則的に禁止する。

●その他

◇汚水処理施設の積極的な設置によって、河川の浄化、美化を図る。

◇住宅地の景観の背景を形づくる馬木不動尊周辺のシイ群生林の保全を図る。

2-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

馬木北町景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	馬木北町協定区域内	用途
		位置規模
		形態意匠
		色彩
		緑化
	馬木北町協定区域外	用途
		位置規模
		形態意匠
		色彩
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。
		・行為地が主要幹線道路や景勝地に通じる主要道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。
	形態意匠	・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
		・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。
	色彩	・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
		・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	素材	・けげばけしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	緑化	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。
		・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
	その他	・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。
		・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。

行為	事項		景観形成基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法		・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい		・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい		・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置		・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他		・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	共通事項	・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
		馬木北町協定区域内	・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として造成完了時の地盤高を変更しないこと。
	緑化		・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

3 島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域

3-1 区域

1) 景観特性

島根県立大学出雲キャンパス周辺には、水田が広がり北山を背景とした出雲平野の田園風景がみられる。



2) 区域

西側は市道今市川跡日下線、東側は市道鳶巣 46 号線、北側は市道鳶巣 4 号線、南側は川跡駅を含め市道東林木平野線（産業道路）を境とする範囲。（面積約 55ha）

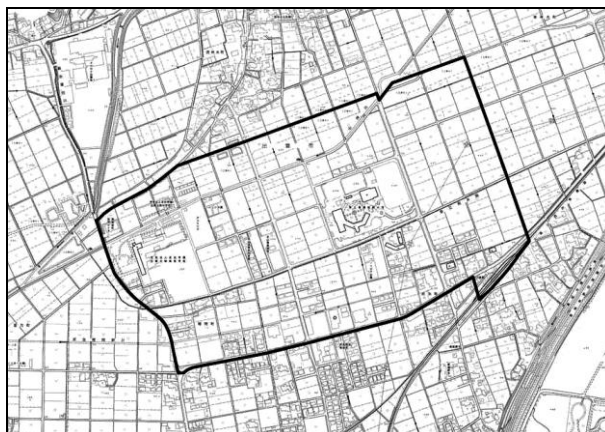


図 島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域

3-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「北山を背景とした出雲らしい田園風景と調和した新しいまちづくり」

豊かな自然景観要素や人文景観要素を生かしながら、周囲の景観と調和したまちづくりを引き続き行い、地域が持つ豊かな景観の保全への取組を推進する。

2) 景観形成の基本方針

●背景の北山と調和するまちなみづくり

◇北山を背景とした出雲らしい景観は、住民の心と力で守ってきたものである。美しい景観は住む人の心を写し出している。島根県立大学出雲キャンパスの立地を契機として地区の活性化を図るとともに、北山を背景とした田園が広がる美しい景観に調和したまちなみへ誘導するためのマナーやルールを守っていく。

●皆が助け合う健康と福祉のまちづくり

◇皆がお互いに助け合いながら、健康で楽しく過ごすことのできる地域コミュニティは地域福祉の原点である。健全な地域コミュニティの形成を図り、子供からお年寄りまで健康で楽しく過ごせるまちを創っていく。

●住民がつくる暮らしやすい豊かなまちづくり

◇住民のたゆみない努力によって守られてきた美しい自然や貴重な歴史的遺産を保全或いは活用し、安全で快適に住むことのできる環境を整備し、次の時代を担う子供たちが、愛着と誇りを持てる暮らしやすい豊かなまちを皆で創っていく。

3) その他、景観の形成に関する方針

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

- ◇背景となる北山や周囲の農村景観との調和を図る。
- ◇建築物は、統一感のあるまちなみを形成するよう配慮する。
- ◇島根県立大学出雲キャンパスより高い建物は、原則として禁止する。

●工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

- ◇工作物は出来るだけまちなみや建物など、周囲の景観との調和を図る。
- ◇自家用屋外広告物の設置は、デザイン、色彩などを考慮し、まちなみとの調和を図る。
- ◇自家用広告物以外の屋外広告物は、原則的に禁止する。

●その他

- ◇污水处理施設の整備により、河川・水路の浄化、美化を図る。
- ◇敷地の緑化を図る。
- ◇良好な生活環境を阻害するような土地利用は避ける。

3-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	・建築物の外壁は、道路境界線から2m以上、他の敷地からは1m以上後退させること。ただし、市道川跡鳶巣線に面する外壁は、道路境界から3m以上後退させること。なお、物置等の附属建築物で軒の高さが2.5m以下で、かつ、その床面積の合計が20㎡以下のものは、この限りではない。 ・建築面積は、敷地面積の10分の6を超えないこと。 ・建物の高さは、原則として15m以下とすること。
	形態意匠	・建築物の屋根は、原則として勾配屋根とし、瓦及びこれらに準ずるものとする。
	色彩	・原則として次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 ア. 屋根・・・黒、茶(来待色)又はこれらの周辺色 イ. 外壁・・・原色は避ける。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	緑化	・道路に面する垣、柵の構造は、生け垣とし、これらにかかる基礎部分の高さは道路面から0.5m以下とすること。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分はこの限りではない。 ・住宅以外の用途に供するもので、その敷地面積が1,000㎡を超えるものは、北側及び西側に築地松あるいはこれに準ずる緑化措置を図ること。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	・行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩	・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
	緑化	・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
	その他	・自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 ・電柱・街路灯等を利用した屋外広告物は設けないこと。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。

行為	事項	景観形成基準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置	・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として前面道路から1.5m以下とすること。
	緑化	・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

4 リバーサイドタウン川西景観形成地域

4-1 区域

1) 景観特性

神戸川や長浜海岸から延びる松林などの緑豊かな自然景観やぶどうのビニールハウスなどの農村景観に囲まれた住宅地としての景観がみられる。



2) 区域

西側は市道長浜 312 号線と一部西側住宅、東側は市道長浜 328 号線、北側は市道長浜 315 号線、南側は市道蛇島崎屋線と一部南東側住宅を境とする範囲。(面積約 2ha)

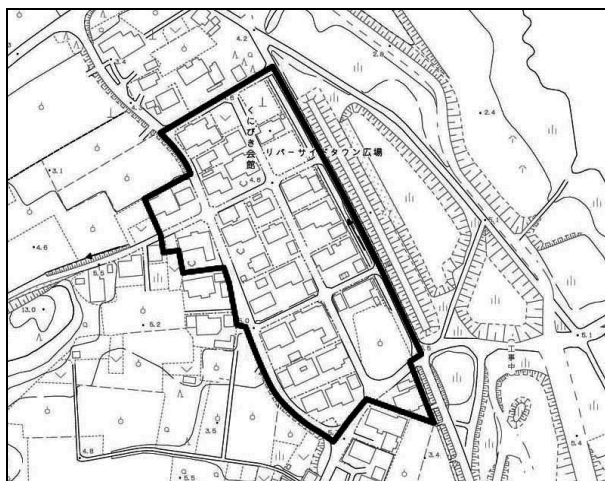


図 リバーサイドタウン川西景観形成地域

4-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「神戸川と松林に調和した緑豊かなまちづくり」

神戸川や松林などの自然景観に調和したまちづくりを引き続き行い、地域が持つ豊かな景観の保全への取組を推進する。

2) 景観形成の基本方針

●周囲の自然に調和したまちづくり

◇この地区の周囲の自然景観は、住民の心と力で守ってきたものであり、この美しい景観を保全しながら、これに調和したまちなみを誘導し、快適に住むことができるまちを創るためのルールを守っていく。

●住民がつくる暮らしやすいまちづくり

◇快適に住むことができる環境を整備し、次の時代を担う子供たちが、愛着と誇りを持てる暮らしやすいまちを創っていく。

3) 公共施設に係わる景観の形成の方針

●神戸川周辺整備

◇神戸川周辺の整備は、自然景観を生かして行うものとする。

4) その他、景観の形成に関する方針

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

◇緑豊かな低層住宅地域として景観整備を図る。

◇建築物は、統一感のあるまちなみを形成するよう配慮する。

●工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

◇工作物はできるだけまちなみや建築物と調和するよう整備する。

◇屋外広告物の設置は、原則的に禁止する。

●その他

◇污水处理施設を整備し、河川の浄化、美化を図る。

◇ポケットパーク及びゴミ置場の景観整備を図る。

4-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

リバーサイドタウン川西景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	用途	・建築物は、原則として1戸建ての専用住宅とすること。
	位置規模	・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、原則として、道路から1m以上、隣地境界から1m以上後退すること。 ・建築面積は、敷地面積の10分の6を超えないこと。 ・建築物の階数は、地階を除き、2以下とし、高さは現況地盤から10m以下、軒高は7m以下とすること。
	形態意匠	・建築物の屋根は、原則として勾配屋根とすること。
	色彩	・原則として次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 ア. 屋根・・・黒、茶又はこれらの周辺色 イ. 外壁・・・白又は淡色 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	緑化	・道路に面する垣、柵の構造は、原則として生け垣又は板塀若しくは補強コンクリートブロック造等で表面仕上げを行い、天端を瓦等で葺いたものとし、道路面からの高さは1.6m以下とすること。ただし、道路面からの高さが1m以下の擁壁や土留はこの限りではない。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	・行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩	・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
	緑化	・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
	その他	・屋外広告物は原則として設けないこと。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。

行為	事項	景観形成基準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置	・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として造成完了時の地盤高を変更しないこと。
	緑化	・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

5 神西湖周辺景観形成地域

5-1 区域

1) 景観特性

景観形成地域の設定については、地域特性を考慮し、その範囲を「神西湖湖畔ゾーン」と「神西緑ヶ丘ゾーン」の2つの地域に分ける。

「神西湖湖畔ゾーン」では、神西湖湖面と湖岸や周辺のヨシ原が、季節感のある美しい水景と伸びやかな風景を形成する景観がみられる。「神西緑ヶ丘ゾーン」では、神西湖の背景となる南東側丘陵地に位置する住宅地としての景観がみられる。



神西湖湖畔ゾーン



神西緑ヶ丘ゾーン

2) 区域

神西湖湖畔ゾーンは、神西湖湖面及び差海川から神西湖の東岸沿いに西神西町と湖陵町境までの湖岸よりおおむね 200m の図に示す範囲と、同境から後谷川までの湖岸から主要地方道湖陵掛合線までの範囲、及び差海川から神西湖の西岸沿いに後谷川までの湖岸から 5m までの範囲（面積約 175ha 水面含む）

神西緑ヶ丘ゾーンは、建築協定区域となっている神西緑ヶ丘団地を含む図に示す範囲。（面積約 21ha）

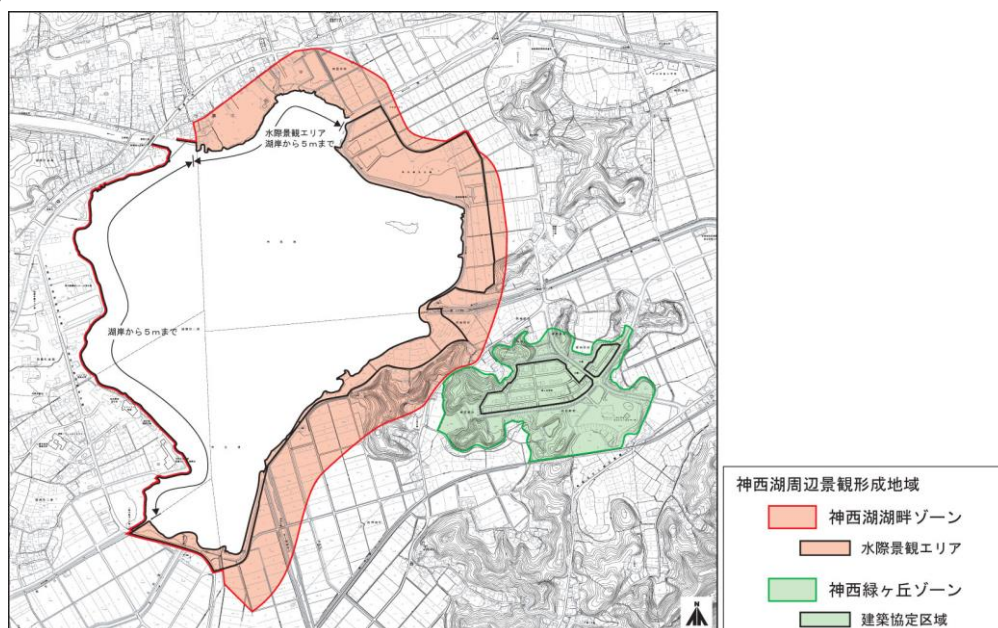


図 神西湖周辺景観形成地域

5-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「美しい神西湖湖畔の景観と調和した、快適で潤いのあるまちづくり」

ヨシ原などで囲まれた、豊かで穏やかな湖畔の景観を守り、美しい湖畔の景観と、それに調和するまちづくりの取組を推進する。

2) 景観形成の基本方針

《神西湖湖畔ゾーン》

●湖畔の適正な土地利用と快適な水辺環境の整備

◇神西湖は多様な生物の生息空間であり、自然をそのまま保全すべき場所や開発整備が必要な場所など、神西湖の総合的な保全や利用を考慮し、湖畔の適正な土地利用形成と親水性のある快適な水辺環境の整備を図る。

●神西湖の水景を引き立たせるヨシ原の保全と創造

◇湖岸植生を保全し、湖畔がもつ魅力ある水景の保全に努める。

●総合的な水質悪化防止と浄化対策の推進

◇河川改修など総合的な水質改善の措置や、住民参加による水質悪化防止及び浄化を進める。

《神西緑ヶ丘ゾーン》

●住民参加によるまちづくり

◇住宅地としての良好な景観、生活環境を形成し維持していくための建築協定に基づき、住民一人ひとりが参加するまちづくりを進める。

●緑豊かなまちづくり

◇街路樹の設置や敷地内の緑化に努め、「緑ヶ丘」の名のとおり緑豊かなまちづくりを進める。

3) 公共施設に係わる景観の形成に関する方針

《神西湖湖畔ゾーン》

●親水性のある護岸の整備

◇コンクリート護岸を多自然型護岸に再生し、神西湖の水景との調和を図るとともに、市民がより身近に水に親しめるよう、水辺に直接アクセスできるように修景、整備を行う。

4) その他、景観の形成に関する方針

《神西湖湖畔ゾーン》

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

◇神西湖湖畔の原風景を残すため、水際景観エリアにおいては、特に神西湖湖面や周囲の田園風景との調和を図る。

◇対岸から見て、背景となる山稜との調和を図る。

●工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

◇神西湖湖畔の原風景を残すため、水際景観エリアにおいては、特に神西湖湖面や周囲の田園風景との調和を図る。

◇自家用広告物の設置はデザイン、色彩などを考慮し、神西湖湖面や周囲の田園風景との調和を図る。

◇自家用広告物以外の屋外広告物は原則として禁止する。

●その他

◇広域的な神西湖水系の連携を図り、水質浄化対策を進める。

◇污水处理施設の整備を促進し、水質浄化を進める。

◇敷地の緑化を図る。

◇神西湖湖面や周囲の田園風景との調和を阻害するような土地利用は避ける。

《神西緑ヶ丘ゾーン》

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

◇緑豊かな低層住宅としての景観整備を図る。

◇建築物は統一感のあるまちなみを形成するように配慮する。

●工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

◇工作物はできるだけまちなみや建物など周囲の景観との調和を図る。

◇自家用広告物の設置はデザイン、色彩などを考慮し、まちなみとの調和を図る。

◇自家用広告物以外の屋外広告物は原則として禁止する。

●その他

◇広域的な神西湖水系の連携を図り、水質浄化対策を進める。

◇敷地の緑化を図る。

◇良好な生活環境を阻害するような土地利用は避ける。

5-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

神西湖周辺景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	神西湖湖畔ゾーン	位置規模
		・水際景観エリアにおいては、神西湖湖畔等の原風景に特に配慮すること。 ・建築物の高さは、神西湖との調和を図るため、原則として 13m以下とすること。 ・建築物の外壁は、神西湖との景観調和と親水性を確保するため、湖岸から原則として 5m以上離すこと。
		色彩
		・原則として原色を避け、全体としての調和を図ること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
		緑化
		・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合は生け垣等の植栽に努めること。 ・大規模な建築物、工作物及び駐車場等にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。
	(住宅団地 神西緑ヶ丘ゾーン) 建築協定区域	用途
		・建築物は、原則として 1 戸建ての専用住宅、又は併用住宅とすること。
		位置規模
		・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、古志神西団地三部線及び神西団地南北線(以下、幹線道路という。)から 2m以上、他の区画道路から 1.5m以上、及び隣地境界線から 1m以上後退させること。ただし、物置等の附属建築物で軒の高さが 2.5m以下で、かつ、その床面積の合計が 40 m²以下のものはこの限りではない。なお、雪ずり等により、他の土地に迷惑をかけない配置とすること。 ・建築面積は、敷地面積の 10 分の 6 を超えないこと。 ・建築物の階数は、地階を除き、2 以下とし、高さは現況地盤から 10m以下、軒高は 7m以下とすること。 ・幹線道路からは車両の進入路を設けないこと。
		形態意匠
		・建築物の屋根は、均整のとれた形状とし、かつ、その勾配は隣地の住宅との調和を図ること。
		色彩
		・原則として原色を避け、全体としての調和を図ること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
		緑化
		・道路に面する垣、柵の構造は、生け垣又は開放性のあるフェンスを原則とし、コンクリートブロック等の塀をする場合は、宅地地盤面からの高さを 1m以下とすること。ただし、フェンス及びコンクリートブロック等の塀をする場合は、植栽を併設すること。 ・敷地内はできる限り緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。
	(その他の区域) 神西緑ヶ丘ゾーン	位置規模
		・大規模な建築物の外壁は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図ることが可能な空地を確保するため、主要道路から原則として 5m以上離すこと。
		形態意匠
		・建築物の形態は、周囲に威圧感を与えないようなものとすること。
		色彩
		・原則として原色を避け、全体としての調和を図ること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
		緑化
		・敷地内はできる限り緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。

行為	事項		景観形成基準
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模		・水際景観エリアにおいては、神西湖湖畔等の原風景に特に配慮すること。 ・行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠		・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩		・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	素材		・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
	緑化		・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 ・大規模な建築物、工作物及び駐車場等にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。
	その他	共通事項	・自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 ・電柱、街路灯等を利用した広告物は、設けないこと。
		神西湖湖畔ゾーン	・鉄塔等の大型工作物は原則として設けないこと。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法		・水際景観エリアにおいては、神西湖湖畔等の原風景に特に配慮すること。 ・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない位置、規模とすること。また、物品を積み上げる場合には、高さを低くするなど、周囲に威圧感を与えないようなものとすること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい		・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	その他		・神西湖湖畔ゾーンにおいては、水辺環境を阻害するようなゴミや産業廃棄物の集積や投棄、またはこれによる土地の造成をしないこと。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい		・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置		・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他		・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。

都市計画法 第4条第13 号に規定す る開発行為 その他政令 で定める行 為及び土地 の形質の変 更	変更後 の形状	共通 事項	・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
		神西緑ヶ丘 ゾーン(住宅 団地)	・敷地の区画を変更する場合は、180㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として造成完了時の地盤高を変更しないこと。 ・幹線道路からは車両の進入路を設けないこと。
	緑化		・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
水面の埋立 て又は干拓	埋立て、干拓		・埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。

6 宍道湖沿岸景観形成地域

6-1 区域

1) 景観特性

宍道湖の穏やかな湖面と、広がりのある水田地帯、築地松の散居集落、湖畔沿いの道路や集落がみられる。また、多自然型護岸整備やヨシ原の創出などで魅力ある水景が作り出されている。



2) 区域

西側は主要地方道斐川一畑大社線の道路中心線から西へ 200m 線界、北側は国道 431 号の道路中心線から北へ 200m 線界で一畑電鉄一畑口駅及び軌道を含む範囲。(面積約 3,400ha 水面含む)

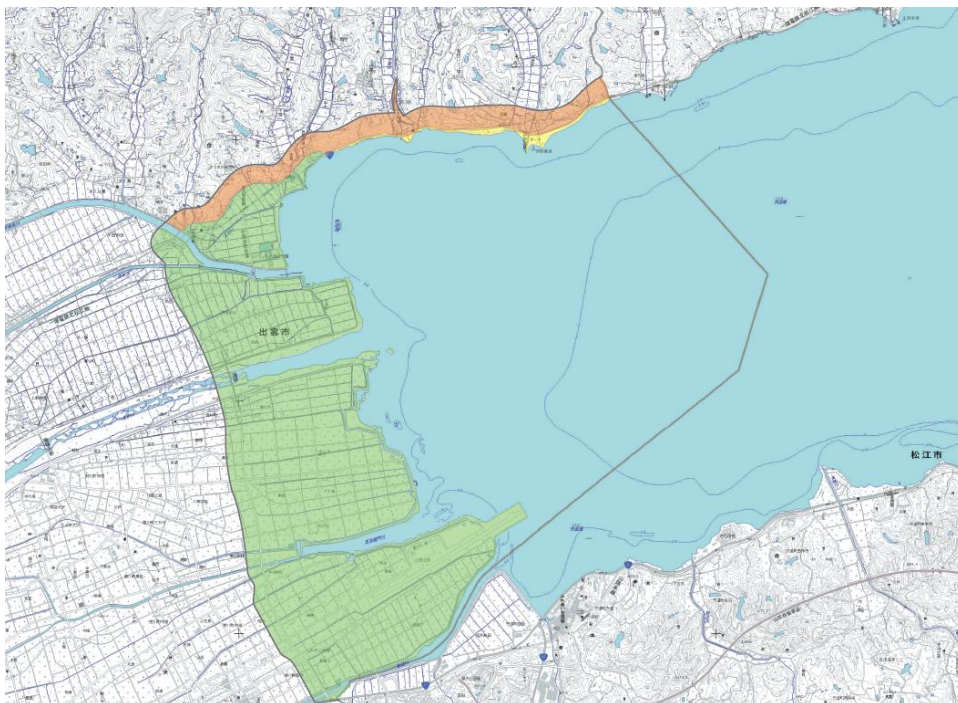


図 宍道湖沿岸景観形成地域

6-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「穏やかな宍道湖の景観と湖岸に広がる農村景観の美しい景観を大切に守り、育てる」

宍道湖沿岸は、穏やかな湖面が広がる宍道湖と、広々とした田園と地域固有の築地松散居集落など特徴的な景観が広がる景観がみられる。宍道湖沿岸の穏やかな景観と出雲平野の広々とした豊かな景観を守り、育て、この景観を次世代へ残す取組を推進する。

2) 景観形成の基本方針

[景観特性のゾーン区分]

宍道湖沿岸地域の個性や景観特性を生かし、現況の土地利用状況と将来の景観変化の可能性を勘案しながら、次の四つの基本的事項を踏まえてゾーン区分し、より効果的な景観形成を図るものとする。

- ①土地利用計画に適合した景観形成を図るものとし、田園や農村景観など地域にふさわしい景観形成を図る。
- ②宍道湖の周囲を取り巻く一般国道431号、県道斐川一畑大社線（以下「主要道路」という。）は宍道湖を見る主たる展望地であり、主要道路から湖側については、特に、道路からの眺望に配慮した景観形成を図る。
- ③築地松散居集落など、宍道湖沿岸景観を特徴づける地域の個性を生かした景観形成を図る。
- ④河川改修など総合的な水質改善の措置や、住民参加による水質悪化防止及び浄化を進める。

以上の点を考慮し、ゾーン区分図のとおり、次の4つのゾーンに区分して、それぞれのゾーンの特性を生かした景観形成を図るものとする。

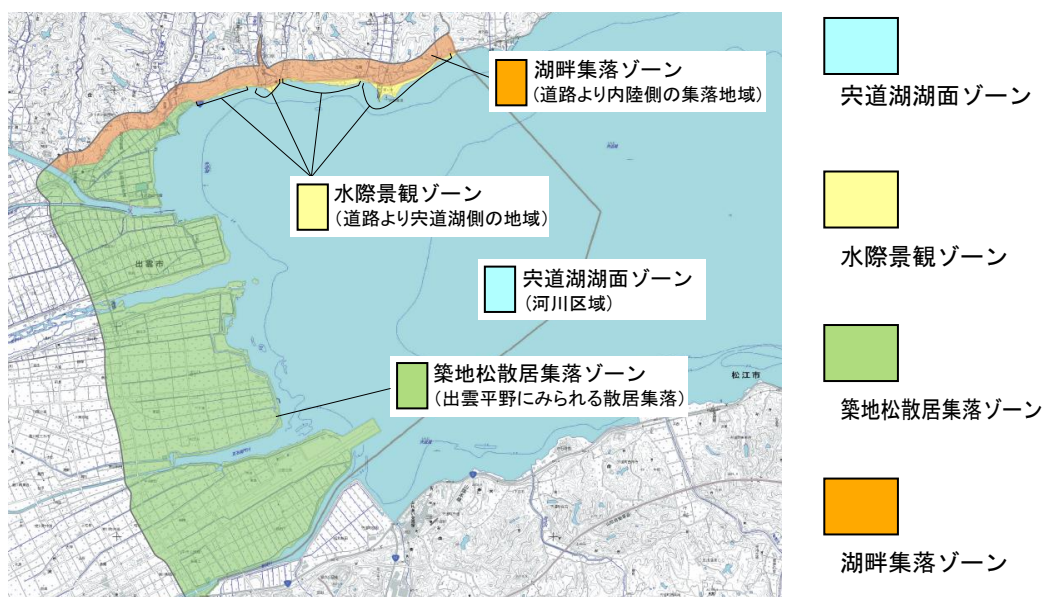


図 ゾーン区分図

[景観形成の基本方針]

宍道湖沿岸景観形成地域の4ゾーンにおける景観形成の基本方針を示す。

表 景観形成の基本方針

ゾーン	景観形成の基本方針
宍道湖湖面ゾーン	・ 広がりのある穏やかな湖面景観の保全と親水性の確保を基本とした景観形成を図るものとする。 ・ 湖面に関わる整備については、「斐伊川水系河川環境管理基本計画」及び「宍道湖の保全・整備に関するマスタープラン」に基づき整備を図るものとし、砂浜やヨシ原等の残る箇所については、その保全に努めるとともに、コンクリート護岸については、可能な限り石材等を用い、または、砂浜に復元するなど親水性を高めるよう努めるものとする。 ・ 河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づく設置を除き、できるだけ工作物等の設置は避けるものとする。なお、マリーナなどを設置する場合は、宍道湖の優れた景観的魅力を高めることに特に配慮するものとする。
水際景観ゾーン	・ 湖上や主要道路及び対岸等から視認される良好な宍道湖景観の保全に特に配慮するものとする。 ・ 貴重な親水空間及び展望地としての優れた立地特性を生かして、湖の景観を楽しむための親水展望園地や駐車場を設け、湖岸部における展望地ネットワークの形成を図るものとする。 ・ 大規模な建築物の設置等にあたっては、湖への眺望やアプローチを阻害するようなものは避けるものとする。レクリエーション施設等、湖岸の適正利用を目的とした施設の設置についても、その配置や形態、意匠、色彩等には特に配慮し、敷地内修景緑化等も十分行うよう努めるものとする。 ・ 屋外広告物については、自家用広告物以外の設置は避けるものとする。 ・ 電柱や鉄塔などは、色彩・規模について、湖畔景観に特に配慮するとともに、電線類の地中化などの検討を行うものとする。
築地松散居集落ゾーン	・ 全国に誇り得る、特徴的な築地松散居集落が織り成す景観を保全することを基本とした景観形成を図るものとする。このため、最も重要な景観構成要素である築地松の保護・育成とともに伝統的な民家形態やまとまりのある農地の保全を図るものとする。 ・ 新たな建築物、工作物の設置に際しては、築地松散居集落と調和するよう、その形態、意匠、色彩等には特に配慮し、敷地内修景緑化等も十分行うよう努めるものとする。 ・ 屋外広告物については、自家用広告物以外の設置は避けるものとする。 ・ 道路については、街路樹の整備や案内標識等のデザインを工夫し、風格のある沿道景観の形成を図るものとする。
湖畔集落ゾーン	・ 湖岸と山裾にはさまれた道路沿いに集落が広がっている領域であり、湖を望む連続的な展望地としての良好な沿道景観と、緑豊かな集落景観の形成を図ることを基本とする。 ・ 沿道に立地する民家等については、生け垣や中高木による緑化を図り、緑豊かな沿道景観の形成を図るものとする。また、鉄道沿線に立地する民家等については、車窓からの眺望に配慮し、生け垣等による修景を図るものとする。 ・ 道路については、できる限り街路樹等の整備に努めるとともに、防護柵や案内標識等は宍道湖への眺望に配慮するものとする。 ・ 法面や擁壁については、できる限り緑化修景を行うものとする。 ・ 屋外広告物については、自家用広告物以外の設置は避けるものとする。 ・ 電柱や鉄塔などは、色彩・規模について、湖畔景観に特に配慮するとともに、電線類の地中化などの検討を行うものとする。

6-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

宍道湖沿岸景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	(1) 河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき設置する場合を除き、原則として、このゾーンにおける建築物の設置は避けること。(注1)	(2) 主要な展望地(注2)からの眺望を妨げることのないような位置とすること。		
			(3) 対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らないような位置とすること。		
			(4) 大規模な建築物の外観は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路(注3)から5m以上後退させること。その他の建築物の外壁は、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路から2m以上後退させること。		
			(5) 外壁の後退について、敷地上の制約から上記の後退が困難な場合には、可能な限り後退させ修景緑化を図ること。		
	規模	-	(6) 水際を占有しないように湖岸線からできるだけ後退した位置とするとともに、水際へのアプローチを考慮した配置とすること。		(7) 築地松散居集落に隣接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。
			(1) 主要な展望地からの眺望を妨げることのないような規模とすること。		(8) 敷地境界線からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
			(2) 対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らない規模とすること。		
			(3) 周囲に圧迫感を与えない規模とすること。		
	形態	-	(4) 主要道路から湖への眺望が確保できる規模とすること。		(5) 築地松の高さと調和するよう配慮すること。
			(1) 地域の基調となる景観に調和した形態とすること。		(6) 隣接する建築物との調和に配慮した規模とすること。
			(2) 周囲に圧迫感を与えない形態とすること。		
			(3) 主要道路から湖への眺望及び対岸や湖上からの眺望を考慮した形態とすること。		(4) 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、原則として屋根の形態を合わせること。
	意匠	-	(5) 街並みとしてまとまりのある形態とすること。		
			(1) 地域の基調となる景観に調和するとともに、まとまりのある意匠となるよう工夫すること。		
			(2) 大規模な建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。また、平滑で大きな壁面が生じないよう陰影効果のある壁面の処理を工夫すること。		
			(3) 建築物の屋外階段、壁面設備及び屋外設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできるだけ限り見えないよう工夫すること。		
	色彩	-	(4) 建築物に設置する看板及び広告等は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留めるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。		
			(5) 対岸や湖上からの眺望に配慮し、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫すること。		
			(6) 築地松散居集落における建築物に調和した意匠とすること。		
			(1) けばけらしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、湖水面や周辺の山並み、田園等、自然物が主体の周辺景観との調和に配慮すること。		
	素材	-	(2) 使用する色数を少なくするよう努めること。		
			(3) 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。		
			(4) これらによる他、別途色彩基準(P.28)の基準による。		
			(1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。		
	素材	-	(2) 外壁等の素材は、周辺の景観と調和したものを使用するとともに、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。		

行為	事項	央道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	敷地の緑化	-	(1) 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 (2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 (3) 大規模な建築物にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。 (4) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 (5) 築地松による緑化に努めること。		
	その他	-	(1) 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。 (2) 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 (3) 空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。 (4) アンテナを共同化するよう努めること。 (5) 壁面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、設置しないよう努めること。		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	(1) 河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき設置する場合を除き、原則として、このゾーンにおける工作物の設置は避けること。 (注1)	(2) 主要な展望地(注2)からの眺望を妨げることのないような位置とすること。 (3) 対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らないような位置とすること。 (4) 大規模な工作物の外観は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路(注3)から5m以上後退させること。その他の工作物の外壁は、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路から2m以上後退させること。 (5) 外壁の後退について、敷地上の制約から上記の後退が困難な場合には、可能な限り後退させ修景緑化を図ること。 (6) 水際を占有しないように湖岸線からできるだけ後退した位置とするとともに、水際へのアプローチを考慮した配置とすること。		
	規模	-	(1) 主要な展望地からの眺望を妨げることのないような規模とすること。 (2) 対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らない規模とすること。 (3) 主要道路から湖への眺望が確保できる規模とすること。		
	形態	-	(1) 周辺の基調となる景観に調和した形態とすること。 (2) 主要道路からの湖への眺望を考慮した形態とすること。		
	意匠	-	(1) 周辺の基調となる景観に調和するとともに、全体としてまとまりのある意匠を工夫すること。		
	色彩	-	(1) けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、湖水面や周辺の山並み、田園等、自然物が主体の周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 使用する色数を少なくするよう努めること。 (3) これらによる他、別途色彩基準(P.28)の基準による。		
	素材	-	(1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 (2) 素材は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。		
	敷地の緑化	-	(1) 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 (2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 (3) 大規模な工作物にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。 (4) 築地松による緑化に努めること。		
	その他	-	(1) 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。		
	位置	(1) 河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき設置する場合を除き、原則として、このゾーンにおける工作物の設置は避けること。 (注1)	(2) 主要な展望地(注2)からの眺望を妨げることのないような位置とすること。 (3) 対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らないような位置とすること。 (4) 大規模な工作物の外観は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路(注3)から5m以上後退させること。その他の工作物の外壁は、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路から2m以上後退させること。 (5) 外壁の後退について、敷地上の制約から上記の後退が困難な場合には、可能な限り後退させ修景緑化を図ること。 (6) 水際を占有しないように湖岸線からできるだけ後退した位置とするとともに、水際へのアプローチを考慮した配置とすること。		
	規模	-	(1) 主要な展望地からの眺望を妨げることのないような規模とすること。 (2) 対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らない規模とすること。 (3) 主要道路から湖への眺望が確保できる規模とすること。		
	形態	-	(1) 周辺の基調となる景観に調和した形態とすること。 (2) 主要道路からの湖への眺望を考慮した形態とすること。		
	意匠	-	(1) 周辺の基調となる景観に調和するとともに、全体としてまとまりのある意匠を工夫すること。		
	色彩	-	(1) けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、湖水面や周辺の山並み、田園等、自然物が主体の周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 使用する色数を少なくするよう努めること。 (3) これらによる他、別途色彩基準(P.28)の基準による。		
	素材	-	(1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 (2) 素材は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。		
	敷地の緑化	-	(1) 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 (2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 (3) 大規模な工作物にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。 (4) 築地松による緑化に努めること。		
	その他	-	(1) 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。		

行為	事項	央道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
工作物（個別事項）	※ 1	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 湖や道路に面して設置するものにあつては、できる限り生け垣とすること。		
			(3) 擁壁を設ける場合には、外観の意匠に工夫し、圧迫感を軽減するよう努めること。		
	※ 2	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 特に突出したものは設置しないよう努めること。		
			(3) 目立つ位置への設置は控えること。		
			(4) できる限りすっきりした形態、意匠とするとともに、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。		
	※ 3	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 原則としてこのゾーンへの設置は避けること。		(3) 敷地境界線からできる限り後退させること。
					(4) 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。
	※ 4	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 原則としてこのゾーンへの設置は避けること。		(3) 原則としてこのゾーンへの設置は控えることとし、設置する場合であっても、湖岸線からできる限り後退した目立ちにくい場所とすること。
					(4) できる限りすっきりとした形態、意匠とするとともに、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。
					(5) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。
	※ 5	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 原則としてこのゾーンへの設置は控えること。 (4) やむを得ず設置する場合は、できる限りすっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、特徴的な周辺景観との調和に配慮すること。		(3) 目立つ位置への設置は控えること。
					(5) できる限りすっきりした形態、意匠とするとともに、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。
	※ 6	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(6) 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。		
			(2) 鉄塔は、設置しないこと。	(3) 鉄塔はできる限り設置しないよう努めること。	
			(4) 原則として、電線類の地下埋設化を図ること。	(5) できる限り電線類の地下埋設化に努めること。	
			(6) やむを得ない場合には、電柱は、できる限り整理統合を図り、極力目立たない位置となるよう配慮すること。		
			(7) 形態の簡素化を図るとともに、周辺景観になじんだ意匠、色彩とすること。		
			(8) 道路沿いに設置する場合には、湖面側への設置を避けるとともに、街路樹の成長を妨げないよう高さ、位置を工夫すること。		

行為	事項	央道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
工作物 (個別事項)	※7	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 自家用広告物を除き、このゾーンへの設置は避けること。		
			(3) 自家用広告物にあっても、表示面積の合計が7㎡以下とし、設置箇所数は2個以下とすること。		
			(4) 周辺の建築物と調和したものとなるよう形態、意匠の工夫を図るよう努めること。		
			(5) 突き出し広告物の上端は建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置する位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。		
			(6) 屋上広告物については、屋上又は塔屋等の水平投影面から、はみ出さないようにするとともに、建築物の色彩と調和するものとする。		
			(7) 壁面広告物は取付壁面から突き出さないこととし、同一目的の広告物は一壁面に1個とすること。また、壁面広告物の下地の色彩は、壁面と合わせる。		
			(8) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るよう努めること。		
			(9) 蛍光塗料は、使用しないように努めること。		
			(10) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物の照明は点滅しないこと。		
木竹の伐採	伐採の方法	(1) 農林業を営むために行う木竹の伐採、間伐等木竹の保育のために行われる木竹の伐採及び枯損した木竹又は危険な木竹の伐採を除き、原則として木竹の伐採は行わないこと。			
		(2) やむを得ず、木竹の伐採を行う場合は、択伐方法等により必要最小限に留めること。			
		(3) 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り伐採せず、その周囲に移植すること。			
	跡地の緑化	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行うこと。	(2) 伐採を行った場合には、樹木により植栽をすること。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積又は貯蔵の方法	(1) 原則として、屋外における物品の集積又は貯蔵は行わないこと。	(2) できる限りこのゾーンにおける物品の屋外集積は控えること。	(3) 主要な展望地、道路からできる限り見えない位置、規模とすること。	
				(4) 敷地境界線からできる限り後退するとともに、物品を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。	
	遮へい	-	(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 (2) 敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと。		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	掘採又は採取の方法	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行うこと。	(2) 原則として、鉱物の掘採又は土石等の採取は行わないこと。	(3) できる限り鉱物の掘採又は土石の採取は、控えること。	
				(4) やむを得ず掘採又は採取を行う場合は、主要な展望地、道路から行為の場所が見えないように掘採又は採取の方法を工夫すること。	
	遮へい	-	(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 (2) 敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと。		
	事後の措置	-	(1) 長大な法面又は擁壁が生じないよう努めること。 (2) やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とすること。 (3) やむを得ず擁壁が生じる場合には、擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 (4) 行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。		

行為	事項	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行う場合を除き、このゾーンにおける土地の区画形質の変更は行わないこと。(注4)	(2) できる限りこのゾーンにおける土地の区画形質の変更は控えること。	(3) 長大な法面又は擁壁が生じないように努めること。 (4) やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とすること。 (5) やむを得ず擁壁が生じる場合には、擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 (6) 行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	
	緑化	-		(1) 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。	
水面の埋立て又は干拓	-	(1) 【この基準については宍道湖湖面ゾーンのみ適用】 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行う場合を除き、このゾーンにおける水面の埋立て又は干拓は行わないこと。			

※1) 垣、さく、塀、擁壁等

※2) 煙突、排気塔等、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等、電波塔、記念塔、物見塔等、高架水槽、冷却塔等、彫像、記念碑等

※3) 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等

※4) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等

※5) 自動車車庫の用に供する立体的施設

※6) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物

※7) 広告板、広告塔、装飾塔等

(注1) 宍道湖湖面ゾーンにおいて、河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき行為を行う場合の規模、形態、意匠、色彩、素材及びその他の基準については、水際景観ゾーンの基準に準ずるものとする。

(注2) この地域における「主要な展望地」とは、田和山史跡公園、宍道湖夕日スポット、ふるさと森林公園、出雲自転車道、出雲空港、仏経山、摺木山、旅伏山、一畑薬師、一般国道9号、一般国道431号、JR山陰本線、一畑電鉄等をいう。

(注3) この地域における「主要道路」とは、一般国道9号、一般国道431号、県道斐川一畑大社線をいう。

(注4) 宍道湖湖面ゾーンにおいて、河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき行為を行う場合の、変更後の形状及び緑化の基準については、築地松散居集落ゾーンの基準に準ずるものとする。



出雲市景観計画

第3章 良好な景観づくりへの取組

市、市民、事業者が相互に役割分担と連携・協力によってより良好な景観づくりを進めるために、以下のことに取り組んでいきます。

1 市・市民・事業者の連携による景観まちづくり

1-1 景観まちづくりのための組織づくり

良好な景観形成を実現するためには、市が主導的役割を果たしながら適切な規制・誘導や支援策を展開することはもちろんですが、市民や事業者の理解や協力、参画が不可欠です。景観法においては、市民や NPO 団体、公益法人が景観形成に参画できる制度を定めており、市民や各種団体が景観形成に参画できる施策を積極的に活用し、取組に対する支援を図るとともに、市民や事業者の景観に関する理解と意識の醸成を積極的に図っていきます。

また、景観は行政区域ごとで線引きされるものではなく、背景や借景となる景観もあり、宍道湖など一体的な景観形成を図るべきものについては、県や他の自治体と横断的に連携を図るため、※景観協議会などを活用し、景観づくりの整合・調整を図っていきます。

※景観法第 15 条に基づき、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者および景観整備機構により組織された協議会を作ることができる。

1-2 建築士や建設業者などとの連携

良好な景観形成の取組において、市民一人ひとりが景観は市民共通の財産であるとの認識のもと、誇りと愛着を持つことができる良好な景観形成を推進していくことが大切ですが、専門的知識や経験のある建築士や建設業者の協力が不可欠となります。これらの専門家と出雲市の景観に対する考えを共有し、連携・協力しながら良好な景観形成に努めていきます。

1-3 電力・通信会社との連携

市街地における良好な景観形成のためには、無電柱化が大きな課題となっています。無電柱化にはさまざまな方法がありますが、費用面の問題をはじめ、事前に調整が必要な項目が多いため、電柱を所有する電力会社や通信会社との連携を図りながら、実現に向けた取組を進めていきます。また、電柱をカラーポールにするなどの取組についても連携を図っていきます。

また、近年、携帯電話の基地局の建設が急増しており、時代の要請からこの傾向は今後も続くものと思われます。これらの基地局は景観形成に少なからず影響を与えることがあるため、関係の事業者と十分に協議を行っていきます。

2 景観まちづくりの普及・啓発

2-1 景観計画、景観条例などの普及・啓発

景観計画、景観条例などの施策の普及・啓発を図るため、パンフレットを作成しPRに努めます。また、景観セミナーやシンポジウムなどを開催するとともに、表彰制度等により、景観に対する市民の意識向上を図っていきます。

2-2 築地松景観の保全推進

出雲固有の生活様式に根ざした築地松散居集落は、出雲らしさの象徴とも言えます。このかけがえのない景観を後世に伝えていくため、現在、島根県・出雲市・地域住民で構成する築地松景観保全対策推進協議会を中心として、保全に努めています。

また、築地松所有者自らが、誇りを持てるよう築地松景観のPRに努めるとともに、築地松散居集落一帯の効果的な保全方法を更に検討していきます。

※築地松景観保全対策推進協議会及び築地松景観保全対策助成金制度概要

築地松景観保全対策推進協議会は、出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観を形成している築地松を後世に伝え残すための活動を進めています。また、この協議会において、築地松の織り成す景観を守り、育てるため、「築地松景観保全住民協定」を結んでいる築地松所有者に対して、築地松の維持管理に要する経費を助成しています。

3 景観形成地域の拡充

きめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図る景観形成地域を拡充していくことにより、地域の景観まちづくりを推進していきます。また、景観形成地域の制度の周知に努めるとともに、関係地域を積極的に支援していきます。

4 公共事業における景観形成の推進

良好な景観形成を図っていくためには、国及び地方公共団体は自ら率先して先導的な景観づくりを行っていかねばなりません。このため、公共事業に係る景観形成指針を別に策定し、市が行う公共事業等はこの指針にそって行っていきます。また、国や県、その他の公共的団体にも公共事業等の実施に当たっては、この指針に配慮するよう要請し、協議を行っていきます。

5 都市計画制度等の活用

5-1 地域の個性を活かした景観の形成

地域の個性を活かした景観の形成を図るため、重点的に景観整備を図る地域などにおいては、景観法に基づく景観協定や建築基準法に基づく建築協定などを活用し、地域の個性を大切にする景観づくりを進めていきます。

5-2 地区計画制度や高度地区制度の活用

計画的な整備と良好な都市景観の形成を図る地域においては、都市計画法に基づく地区計画制度を活用して適切な景観誘導を図ります。また、良好な居住環境の保全や歴史的な景観を保全する地域について、地域特性に応じた建築物の高さの規制誘導のための都市計画法に基づく高度地区の指定を検討します。

6 景観審議会

景観は、人間の感性で判断する部分など、定量的に評価できない部分があり、一定のルールを定め規制・誘導するだけでは不十分な側面があります。そこで、景観行政を推進するにあたっては、市民や各種団体の代表、専門家や学識経験者で構成される出雲市景観審議会を組織し、様々な立場から専門的な意見を景観形成に反映させていきます。

資料編

1. 出雲市景観計画策定経過

平成17年度		景観基礎調査
平成18年	7月	住民アンケートの実施
	9月	出雲市景観まちづくりの基本条例制定
	10月	景観法に基づく景観行政団体への移行 第1回出雲市景観審議会
	11月	第2回出雲市景観審議会
平成19年	1月～3月	住民説明会(13会場)
	8月	第3回出雲市景観審議会
	11月	神西湖周辺景観形成地域住民説明会 第4回出雲市景観審議会
	12月	出雲市景観計画(案)縦覧(12/14～H20.1/15)
平成20年	1月	第5回出雲市景観審議会・都市計画審議会 答申
	3月	出雲市景観条例制定・出雲市景観計画(告示)
	10月	出雲市景観計画及び出雲市景観条例施行

【斐川町との合併に伴う景観計画の一部改正】

平成24年	11月	平成24年度出雲市景観審議会
平成25年	4月～8月	景観計画素案の作成作業
	8月	都市計画審議会
	9月	平成25年度第1回出雲市景観審議会
	10月	斐川地域住民説明会(斐川東中、斐川西中校区)
	10月～11月	パブリックコメントの実施(10/15～11/14)
	12月	第2回出雲市景観審議会
平成26年	1月	出雲市景観計画一部改正(案)縦覧(1/8～1/22)
	2月	都市計画審議会・第3回出雲市景観審議会 答申
	3月	景観計画変更の決定(告示) 出雲市景観条例の一部改正
	7月	出雲市景観計画及び出雲市景観条例施行 (斐川地域に係る受付開始)

2. 出雲市景観審議会委員名簿

(敬称略)

(平成26年3月時点)

委員の区分		氏 名	職 名	備 考
市議会委員(1名)		福 代 秀 洋	出雲市議会副議長	
学識委員	建 築	遠 藤 婦美代	島根県建築士会出雲支部会員	
(5名)	文化財	米 山 美保子	出雲市文化財保護審議会委員	
	美 術	春 日 美由紀	出雲市立河南中学校教諭	
	土 木	櫻 隆 之	出雲市建築審査会会長	
	道 路	平 田 明 子	国土交通省道づくり女性会議委員	
各種団体代表委員		三 吉 庸 善	出雲商工会議所会頭	副会長
(7名)		大 島 治	平田商工会議所会頭	
		室 家 隆 一	出雲商工会会長	
		長 岡 秀 治	斐川町商工会会長	
		手 銭 白三郎	出雲地区森林組合代表理事組合長	
		米 原 稔	いずも農業協同組合代表理事組合長	会 長
		周 藤 昌 夫	斐川町農業協同組合代表理事組合長	
市民委員		遠 藤 泰 夫	出雲市自治会連合会副会長	
(2名)		持 田 和 枝	NPO法人シャーネ・エレーテ今市 理事	
		計15名		



編集・発行／出雲市 都市建設部 建築住宅課

〒693-8530 島根県出雲市今市町 70 番地

TEL (0853) 21-2211 (代)